

第五回國會 衆議院 内閣委員會 議錄 第二十四号

昭和二十四年五月十八日(水曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 齋藤 隆夫君

理事青木 正君 理事池田正之輔君

理事小川原政信君 理事尾関 義一君

理事吉田吉太郎君 理事坂本 泰良君

理事有田 喜一君 理事木村 榮君

理事鈴木 幹雄君 理事小林 信一君

江花 静君 佐藤 榮作君

高橋 英吉君 丹羽 彪吉君

根本龍太郎君 柳澤 義男君

山口六郎次君 山本 久雄君

成田 知己君 土橋 一吉君

岡田 春夫君

出席國務大臣

運輸大臣 大屋 晋三君

労働大臣 鈴木 正文君

國務大臣 本多 市郎君

國務大臣 山口喜久一郎君

出席府政委員

(特別調達廳 理事局長) 加藤 八郎君

(特別調達廳 庶務部長) 岩永 賢一君

(特別調達廳 庶務部長) 岩永 賢一君

委員外の出席者

議員 米窪 滿亮君

労働事務官 中西 實君

労働事務官 富樫 總一君

専門員 奥井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

本日の會議に付した事件

賠償臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一號)

労働省設置法案(内閣提出第八五號)

運輸省設置法案(内閣提出第八八號)

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇號)

國家行政組織法の施行に伴う労働關係法の整理に関する法律案(内閣提出第一五三號)

特別調達廳設置法案(内閣提出第二〇七號)

労働省設置法案を議題とした

本日は労働省設置法案を議題とした

いないような点もございませぬ。また失業対策なんかに、労働省としての部門において、仕事は簡易にできるような機構がきわめて少い。どういった点もございませぬが、一体このような状況をもつて突破される方針か、この点承

つておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 しばしば申し上げたのでありますが、ただいま木村さんから御指摘の、輸出産業を中心とする、ことに雇用面への吸収という問題も、失業対策の究極の救済方法の有力な一つの面として、むろん考えておるのでございませぬ。数字等につきまして、安本、商工省當局と打合せたものは、すでに一應申し上げた通りでございませぬ。しかし、そういつた産業の中に全面的に吸収されるまでのずれは、どうしても出て来るのでございませぬ。一つは直接的に、これは消極的失業対策といひますか、消極的の暫定措置ともいひます。であります。行政整理による方

たちにはできる限りの退職金、その現金化というふうな問題に努力すると同時に、一般の企業の整理から出て来る方たちには、失業保険の拡充と充実をもつて、次に失業対策の展開であるが、その点につきましても、八億何百万円は少いではないかと、御指摘が各方面からございませぬ。私もむろん少いと思ひます。次第でございませぬ。従つて緊急失業対策がどうしてもつなぎとして必要になつて参りますけれども、この資金につきま

しては、原則的に、相当の資金を傾注して失業対策を展開して行くということ

は、すでに政府におきましても全体のまとまつた意向で、総理もそれを確認してございませぬので、あとは予算的措置の問題を大蔵省に要求して、急速にその方法を決定してもらつた段階に進んでおるのでございませぬ。なお労働關係のこれらに當る機構、定員法の關係をも含めての問題であります。概括的に申しまして、労働省はさういふことと考慮いたしておられます。しかし、一方、行政整理という問題は、現内閣の重要な政策の一つでございませぬ。國務大臣としては、これにもまた協力の立場にあることもちろんであります。かれこれ考え合せまして、最も必要な第一線の、たとえば基準監督官、安定關係、それから労災關係というふうな方面につきましても、実は特殊の状態を考慮してもらつて、できる限り人員も機構も移さないような方法を講じたのであります。全体といたしましては、一應内閣全体の方式を承認することが、政府全体の政策に歩調を合せる点において必要と考へましたので、さういつた面をも加味いたしましたのでございませぬ。それからまた御指摘になりました統計調査の問題でございませぬが、この問題自体労働行政を展開するに、非常に必要な面であるといふことは重々わかつてございませぬ。わかつてございませぬけれども、各部門一律に機械的の意味ではありませぬ

けれども、大体機構においても三割程度の縮減と申しますか、簡素化をするのが政府全体を通じての一つの方式であります。労働省のような新設省で、しかも局も少いところで、さういつた原則を案外に入れてしまつたということ

は不可能でございませぬけれども、しかしある程度さういつた機構自体の薄素化というふうな問題にも、國務大臣といたしましては同調しなければならぬ立場もございませぬ。かれこれ考えまして、統計調査局はその機構及び課について何らの変更も加えず、これを官房の部としてそのまま存置するといふ形におきまして一應調節をまつたわけ

でございませぬ。御指摘のように、労働行政の展開に統計調査の必要であることは私も十分わかつてございませぬので、與えられましたこの条件のもとにおきまして最善を盡して、將來にわたりましては充実も考慮いたしまして善処して参りたい、さう考えてお

ります。

○木村(第)委員 この間の御答弁では、こんな見通しでないようなお話を

ございませぬが、しかし新聞の報道のいかんにかかわらず、日本の現狀は相当厄大な失業が出て来る。さし迫つた問題としては官公吏の約二十万の失業者は必然です。これに加えて、ここ

にも出て参りますが、製薬工場やセメント部門、電気、機械生産業にわたつて失業者が毎日どん／＼と出て来る傾向にある。そこでこれらめぐる失業

対策はいやおうなしにやらなければな

らざるを得ないと思ひます。

○木村(第)委員 この間の御答弁では、

これは新聞の報道のいかんにかかわらず、日本の現狀は相当厄大な失業が出て来る。さし迫つた問題としては官公吏の約二十万の失業者は必然です。これに加えて、ここ

にも出て参りますが、製薬工場やセメント部門、電気、機械生産業にわたつて失業者が毎日どん／＼と出て来る傾向にある。そこでこれらめぐる失業

らぬ。しかし同じ失業者と言つてもいろいろ階段があると思う。たとえば掃蕩してある程度生活の保障のできる方もあるが、さつそくほんとうの意味において路頭に迷わなければならぬ方もあり、家族の構成、いろいろな点で失業者も千差万別、そう一律には行かない。また肉休労働に耐え得る者とか、そういう点は全然なくて、技能を持つて居るとか、とてもたくさんな問題があると思うのでありますが、こういう問題を具体的にとらえて、的確に迅速に処理して行くのが当面の労働者に課せられた大きな義務であると思う。これは私が言わなくても、労働大臣はよく御存じのことだと思つて、

そういつた段階において、ただ単に貿易産業に振りかえるとかいうような安易なものではなくて、根本的な方策を立てなければならぬが、この根本方策を立てますための調査、こういうことも徹底的にやらぬと、ただ全国的に失業者が何百万いるとか、多いとか少いとか、こういうことを抽象的に論じ合つておつても、完全な失業者に対する対策は立たない。一体今度の機構の中において、統計関係の方や、その他のいろんな職業安定所とかたくさんございまして、そういう点で一体具体的にどのような御調査をなさる御方針ですか。労働省として今度の機構の中にそういうことが計画されておるならば、その大綱を御発表願いたいと思つて、同時に、今度は大体どのくらい失業者がこのような状態では出るか、その新しい失業者と今まで失業者であつた者と合計するとの

くらゐの基準になるか、この中で、何はさておいても何とかしなかつたら

ば、生活が實際問題としてやつて行けない者は何パーセントくらいか、もしわかつておりましたならば御発表願いたいと思つて、

○鈴木國務大臣 失業対策を具体的に展開して行くにあたりまして、統計調査の仕事が非常に必要だということ、御指摘の通り私たちがそう考へております。従つて整理の率というふうな問題につきましても、實際整理にあたりましては、統計関係の方は一般の三割という率は適用いたさないことにして、大体二割ということになつております。そうすると定員と実人員との間の開きをのけると、実際に実人員に対してどのくらい開きになるか、これは私今ちよつと記憶しておりませんが、少くともほかの部、局よりも整理の実際の率は、はるかに低いということになつておるわけでございます。

それから御質問にありました、どういふ具体的失業対策の調査方法をやるか、それから失業者の数の予想はどうか、数の予想については木村さん方は大分考へ方々の角度が違つておる点もあるかと存じますが、政府は最初百四十万ないし百七十万くらいの数字を発表したわけでございます。それらの詳細についてはその内容を本会議にもまた各委員会でも申し上げましたが、御必要でしたら別に文書をもつて詳細なものをお知らせすることができると思つて、そのうち、たとえば引揚者の方々の中でも、シベリア方面から引揚げてみえる方、樺太方面から引揚げてみえる方は、同じ引揚者と申しても、ただちにその日から仕事を求める人たちの率において多少差があると思われるのでありまして、それらの点を

もいろいろ考慮しておりますが、大体において行政整理から出て来る方たち、一般の企業整備の方面から出て来る方たちは、七十パーセント前後がただちに就職を希望される方であらうという見通しを数字の根拠の上に立つておるわけでございます。それから樺太方面あたりから引揚げて見える方たちは、ほとんど百パーセントに近く就職を希望される方ではないか。今申しましたように、各方面いろいろのケースがござい

ますが、それらの性格に従つて一定の率を置いて考へまして、その総計は百万ないし百四十万くらい、これはちよつと今明確な数字を持つておりませんが、そのくらいが現実には失業者対策なりあるいは失業保険なり、その他の措置を講じて行かなければならぬ人たちが、それから就業を心配しなればならない人たちが、こういう数字になるのではないかと見通しを持つておるのでございます。なお今申しました数字は多少この幅に相違があるかもしれませんが、全体的には大体そういう考へ方になつております。その詳細な内訳については、必要ならば事務当局で持つて居る数字を別にお伝え申し上げてもけっこうであります。統計調査の方面については、なかく困難をきわめる仕事でありますけれども、極力労働省本省における統計調査機能も發揮すると同時に、安定所方面とも連絡をとつて、できることならばここにまた一つの、少くとも失業対策を對象とする調査の網をつくつて、実際に應じた措置をとつて行きたいという考へ方を考へておるわけでございます。それらにつきましましては労働省において、その実際的方法を検討立案中

であります。

○木村(榮)委員 いろいろ首切り問題をめぐつて本年は相当労働争議が起ると思つて、先般政府は労働法規を改悪いたしました、新たな労働攻勢に対処しておるわけだと思つて、この場合各企業にわたつての労働争議の内容を調査して、たとえば労働委員に提訴いたしました問題にしても、その他万般の問題にしても、労資双方の内容を具体的に調査をして、片手落ちのないような、争議の原因あるいはその過程といつたようなものを御調査、発表なさるのあたりまえである。その過程においてこそ労働争議の解決といふこともあると思うのですが、

そういつた点に対して、今度の機構の中においては、きわめて一方的な面のみを押しつけられるような傾向が出ておるやうに私たちは見るのであります。そういう点には修正なさる御意思がございせんか。

○鈴木國務大臣 機構自体の点はどこを御指摘になりましたか、ちよつとわかりませぬけれども、ただいま申しました争議その他一般の労働行政も含めてでありまして、特に争議の解決の方法を見出すにあつて、経営者をもひつくるめて経営の実際というものを調査して行く。調査といひますか、私たちが自身の考へ方は、労資双方の対等な立場の上に民主的な労働運動を展開していただくというのが本旨でありますからして、決してこれを一方的に労働者諸君の犠牲のような形において、争議なりその他を解決して行くという考へ方自体、私たちが自身もそういう考へ方を意識的にも、あるいは方

向的にも持つておるというところは絶対

にないのでございまして、御指摘になりました、今後は新しい賃金の問題にしても、きわめて困難をきわめる段階に入つて来るというところは私どもも考へておりますし、おそらく皆さん方もそういう事態の段階的变化を痛感しておられると存じます。そういう際におきまして安当な線を見出して行くためには、御指摘になりましたような経営の実際といふものを、労資双方でよく認識して行く、その必要のためのいろいろ新しい方式といふものを、これはただ攻撃的の端をとるためにというような意味でなくて、眞に労資双方の、また労働者諸君の結果において一方的犠牲を與えるといふようなことを避けるためにも、これは必要なことであると存じます。そういう方向に進むために私どもは決してこれをチエツクしようといふような考へ方は持つておりませぬし、また安当な方式をどん／＼採用いたしまして、そうしてほんとうの労資双方の拠点となるべき経営の実際に対する双方の認識を高めるという方向には、いろいろ可能な方法を取入れまして、そういう方向に進んで参りたいと思つて、またそうでなければ、今後の困難をきわめる條件のもとにおけるストライキの解決なり、賃金

の問題なりといふもの新しい方向といふものは打立てられない、そういうふうな考へておるのであります。

○木村(榮)委員 具体的な問題として、たとえば他の省の場合における委員会的なもの、あるいは審議会的なもの、あるいは大體國家行政組織法の第八條の規定によつてほとんどこしらへてあるところ、労働省の場合に限つて、その委員会というものは、ほとんど

ないでございまして、御指摘にな

りません。

が外局としての存在になつておる。これは見方によつては、かえつて外局にしておいて、労資双方の利益を公平に守るといふようなことも言えるのでありますけれども、また今までの日本の官僚性の行き方から見ますと、これは強力な上からの命令的な機関に转化する危険性を多分にはらんでおる。これはこの前もちよつと触れて申しました、私も十分納得行きませんでした。が、労働省に限つてこういふものが、外局としての行政機関の中にどん／＼入つて来るという事は、非常に大きな問題だと思ふ。そういうことを私は一つの例として申し上げるわけです。だから労働省が今までの考え方の、労働階級の人たちのいろいろなサービシ的な機構ではなくつて、労働行政に名をかつて、上から労働運動を弾圧するよ／＼な機関に转化する危険性が、今度の労働省設置法案のいろ／＼な面へ出ておるわけですが、これは水かけ論になりませんから、その辺をやめておきましょう。中央労働委員会はむろんのこと、その他の委員会なども全部、たとえば専賣公社中央調停委員会というよ／＼なものほとんど外局のようになつておりますが、これは外局にしないとか、あつて悪いのですか。外局の方が仕事をやる上に都合がいいのですか。

○富樫説明員 中労委に限らず、公共企業体仲裁委員会、國有鉄道中央調停委員会その他の中労委と同様の理由によりまして、外局にいたしましたのでございます。

○土橋委員 私は卑近な例から申し上げたいと思ふ。條文は政府原案第十條第一号及び第四号と思ふますが、たとえば職業安定局においては、國民の労働力を最も有効に發揮せなければならぬ、そういう事項が書いてあります。第四号には失業対策に関する事項をやるというのでありますが、現在全國において、非常な失業者が出ようとしております。なお現在おるそういう職員についても行政整理がすでに行われておるわけでありまして、そこで大臣も、この前からのい／＼御相談願つておりましたが、たとえば知識階級の失業者の問題で、現在東京都でもこの問題が非常な難関に達着しております。たとえば東京都で現在約七百名の知識階級の失業者がおるわけでありまして、それは平均年齢にしましては四十五歳程度の方でありまして、家庭的にも非常にお氣の毒な方でありまして、階級の失業対策費用としては、二億一千八百余万円ほど出ておる。そして一日平均たしか百七十二円の見当で全國六千人を救済できる。こういう予定でおりますが、現在東京都では労働省が第一、四半期の四月、五月、六月分の五百人分の給與を出さない。そのために東京都では都議会において決定した予算がどうしてもまかなえないというので、労働省の責任事項である五百人分の失業救済費をくれないために、東京都はやむなく五月三十一日限りをもつて、そのうち若干名の者を言切らうとたゞいでましておられます。そういう事態について、特に職業安定局長の責任ある答弁を求めたいと思ふ。が、特にけしからぬことは、日雇いの労働者諸君が労働組合をつくるのはけしからぬ。さらにそういうものが始終顔ぶれが同じような老いぼれがおれのところに来て交渉するのは、なおけしからぬじやないかというようなことを、東京都の労働局長である林君のところへ話しておるのであります。現に本日も私はこの問題で九時半からこの委員会が開催せられるまで骨を折つておつたのであります。少くとも職業安定局長が、日雇いの労働者諸君で失業救済で雇われておる者が、労働組合をつくるのはけしからぬとか、始終組合の幹部はあつた老いぼれが出て来る。ああいう老いぼれを置いてはいかぬじやないか。これはもつと回轉率をよくしてやらなければならぬというような指示を與えておるのであります。こういう問題についてこの第十條の、あなたの方の御提案になつておる理由が、——そういう局長がおつてよろしいかどうか。また約七百名程度の諸君の首切り問題について、これは常々労働委員会の問題について、十分とは行かない、しかしながら起つて来た事象については、随所適切に万全の措置を講じますというのを、これは山崎政務次官もあらゆる機会において、労働委員会においてもわれ／＼にお話になつておるのであります。第十條の規定、これはまづこのうら行けば、われ／＼はこういう事態については第二、四半期の問題についても、大蔵省と折衝して解決して下さる問題であるようにわれわれは考へておるのであります。このうら点についてどういふ御所見を持つておられるか伺いたしたいと思います。

○鈴木國務大臣 土橋委員のお話、委員会以前にも直接土橋委員からお伺ひしたこともありますが、今初めて承りましたけれども、原則として労働組合を労働者諸君がつくるという問題に、つくつてはいけなかつたか、そういうような関與をする建前があるはずはないのでございまして、実情をあらためてよく調査して善処いたしたいと存じます。

それから予算關係の点につきましては、これはもう数も大きい数ではありませぬし、問題自体は切実な問題であるといふことはよくわかりましたので、十分の考慮をいたして善処いたしますといふことを申し上げておきます。

○土橋委員 そういたしますと、この第十條の職業安定局の仕事としてどういふ内容を——ただいま大臣の御答弁では、数も大したものではないといふことで、現在七百名程度の者の生活保障のために、万全の対策を第二、四半期から大蔵省と折衝して考へてやろう。こういう意味に解釈してよろしゅうございませぬか。

○鈴木國務大臣 大した数でないと思つたのは、全体は数が大きい、今土橋さんのおあげになりました数は、そつたといふことを申したのであつて、ほかにそういう範疇に属する人がいないという意味ではありませんから、この点は誤解のないように願ひます。ただ現実には御指摘になりました件につきましては、十分事務當局とも考慮いたしまして、土橋さんの御指摘のだけそこへ持つて行くべく極力努力いたしますといふことをお答へ申し上げます。

○土橋委員 ほかの委員の方に非常に迷惑だとは存じますが、この問題で、私は実は一昨日もその前の日も、委員会の始まる前に交渉しておるのであります。一昨日も海老塚失業対策課長、齋藤職業安定局長とも私は連絡して、一切をおまかせしてもいいかと言つたら、まかせていただきますといふことの明言を得ておる。また私は海老塚君と東京都の労働局長と東京都の大木副知事、それに私が中へ入りまして、この七百名の者について労働省は五百名分しか第一、四半期に出しておらぬ。それも百六十三円という基準で——實際は百七十二円であるが、事務費があるので百六十三円であるといふことで、東京都は千二百名分を都議会の御承認を得て予算を組んでおる。ところが労働省が五百人分しか出さないので、實際には七百人も人間をかかえておるというので論議が起りまして、結局實際には二百名程度を、第二、四半期の予算を大蔵省へ要求する際に、第一、四半期までの問題について責任をもつてカバーしよう、こういう明言をしておるのであります。ところがきのうの話を聞いてみると、努力するといふような旨を申して、話がいまいになつたので、実は私は午前中もこの問題について討議したのであります。そこで願わくは大臣は、第二、四半期においてせひ知識階級の失業対策費として二億一千八百余万円を組んでおる中から、特に東京都は政府においてもあるいは労働省も非常にお世話になつておると思ふ。従つて東京都の現在の実情は一千二百名の目標でありまして、現実には七百名でありますから、せひともそういう問題について二言したような、食言のないように責任をもつてこの問題を解決してまいりたい。この点をもう一回、しつこいようですが、確約していただ

ます。一昨日も海老塚失業対策課長、齋藤職業安定局長とも私は連絡して、一切をおまかせしてもいいかと言つたら、まかせていただきますといふことの明言を得ておる。また私は海老塚君と東京都の労働局長と東京都の大木副知事、それに私が中へ入りまして、この七百名の者について労働省は五百名分しか第一、四半期に出しておらぬ。それも百六十三円という基準で——實際は百七十二円であるが、事務費があるので百六十三円であるといふことで、東京都は千二百名分を都議会の御承認を得て予算を組んでおる。ところが労働省が五百人分しか出さないので、實際には七百人も人間をかかえておるというので論議が起りまして、結局實際には二百名程度を、第二、四半期の予算を大蔵省へ要求する際に、第一、四半期までの問題について責任をもつてカバーしよう、こういう明言をしておるのであります。ところがきのうの話を聞いてみると、努力するといふような旨を申して、話がいまいになつたので、実は私は午前中もこの問題について討議したのであります。そこで願わくは大臣は、第二、四半期においてせひ知識階級の失業対策費として二億一千八百余万円を組んでおる中から、特に東京都は政府においてもあるいは労働省も非常にお世話になつておると思ふ。従つて東京都の現在の実情は一千二百名の目標でありまして、現実には七百名でありますから、せひともそういう問題について二言したような、食言のないように責任をもつてこの問題を解決してまいりたい。この点をもう一回、しつこいようですが、確約していただ

きたい。
○鈴木國務大臣 その線に沿つてまことに努力いたします。

○土橋委員 ただいまの確約を私は非常に感謝いたします。あとでまたこの問題で私の手数を煩わさないように、また東京都の副知事や東京都の林労働局長の手数を煩わさないように、この委員会において責任をもつてお答え願つたものと私は確信しておりますが、大臣、よろしくごさいませう。

○鈴木國務大臣 よろしくごさいませう。
○土橋委員 ありがとうございます。ただいまのお言葉に対して、私は非常に感謝の意を表します。

次に労働省設置法案の提案理由の第一について私はお聞きしますが、ここに書いてある内容で、労働省の統計調査局に関しては、必来通りのままで労働省はやるのだということをお話になつておられますが、労働省から出ている資料を見ますと、統計調査局の人間は相対減らされております。従つて政府の行政整理の面から、なぜ統計調査局については減じているか。もし人間がそのまま官房の方へ部として移つていけるならば話はわかりませんが、相当人員を減らして、部に格下げをしているといふことは、労働統計なり、あるいは賃金統計なり、失業に関する統計なり、そういう現実につて来る労働省の基本的な科学的、合理的資料の根拠が労働調査局にあると私は思うのであります。この点について、なぜここに書いてある理由だけではなく、人間を減らし、かつこれを格下げにしたかという理由を御説明願ひたいと思

○鈴木國務大臣 一つの局を廃して部にしたという理由は、先ほども申し上げましたように、國務大臣として大政府全体の最初の機構改革の一般方式、つまり機構において三割を縮小する。それは遂行の途中で必ずしも三割であつたかどうか、原則と実際とはそれれ違つておられますけれども、とにかく機構においても縮小するという一般方式で、労働省においても最低限度これを認めて同調するという立場から、一つだけ局を部にした。しかし機構は下げないというところは、先ほども申し上げた通りでございます。人員を減じているじやないかという御指摘でありましたが、人員は多少減つてい

ることは事実でありますけれども、これはあくまで労働省の各局部に限らず、各省の各局部とも人員縮小ということが行われたのでございまして、しかもその間率を下げないように、新しい創意工夫を加えてやつて行く。これによつてある程度の人員を減少するということは、政府全体の廣い意味における行政整理の意味から見まして、やはり現内閣の問題としてせびやらなければならぬことと考えて、その点は同調したのでございませう。ただ統計調査局については、先ほども申し上げたように、ほかの部にならないで局のままであるところのそれらの部門に比べまして、一割だけ整理の人員を少くしたというところは、先ほども申し上げた通りでございます。つまり一般的には中央の一般会計の機構は三割減という原則でありまして、労働省のほかの部門についてそういうところもたくさんありますけれども、統計関係におきましては、予算定員の二割とい

うところに落ちつたという点に苦心と意のあるところを了としていただきたいと思ひます。
○土橋委員 大体非常に不満でありませうが、一應時間もありませんし、他の方からも御質問があると思ひますので、私はこれから各條項を迫りまして御質問申し上げます。第三條の労働省の任務といたるところであります。労働省の任務は労働者の福祉と職業の確保とをはかる。これが中心だろつと存じますが、この前も合同委員会でお聞きしましたけれども、もう一回私は念のために、労働法規の改善を政府が上程しておりますのでお聞きするのであります。ここに労働者の福祉とは、かやうに解釈してよろしうございませうか。労働者の政治的、社会的、文化的、経済的な生活の保障と同時に、労働者の基本的な職業権あるいは団体交渉権、團結権、さうなものを保障し、同時に最低賃金制の確立に向つて労働省は努力する。こういう内容を含んで労働者の福祉をはかる。こういう意味に解釈してよろしいかどうか、この点をお尋ねいたしたい。

○鈴木國務大臣 労働者の福祉という言葉は、非常に廣い意味を持つておることを中心として、今土橋さんのおあげになりましたような、いろ／＼な面にわたる権利や何かみな含んでおると思ひます。原則論としてはそうでありませう。ただこれを實際の問題に当てはめる場合におきまして、たとえば組合活動として政治的の活動は、どこまでが正当なものであるかといううような限界に至りましては、いろ／＼考え方がありませうが、原則論をいたしましては、

○土橋委員 大體非常に不満でありませうが、一應時間もありませんし、他の方からも御質問があると思ひますので、私はこれから各條項を迫りまして御質問申し上げます。第三條の労働省の任務といたるところであります。労働省の任務は労働者の福祉と職業の確保とをはかる。これが中心だろつと存じますが、この前も合同委員会でお聞きしましたけれども、もう一回私は念のために、労働法規の改善を政府が上程しておりますのでお聞きするのであります。ここに労働者の福祉とは、かやうに解釈してよろしうございませうか。労働者の政治的、社会的、文化的、経済的な生活の保障と同時に、労働者の基本的な職業権あるいは団体交渉権、團結権、さうなものを保障し、同時に最低賃金制の確立に向つて労働省は努力する。こういう内容を含んで労働者の福祉をはかる。こういう意味に解釈してよろしいかどうか、この点をお尋ねいたしたい。

○鈴木國務大臣 労働者の福祉という言葉は、非常に廣い意味を持つておることを中心として、今土橋さんのおあげになりましたような、いろ／＼な面にわたる権利や何かみな含んでおると思ひます。原則論としてはそうでありませう。ただこれを實際の問題に当てはめる場合におきまして、たとえば組合活動として政治的の活動は、どこまでが正当なものであるかといううような限界に至りましては、いろ／＼考え方がありませうが、原則論をいたしましては、

○土橋委員 そういたしますと、原則的にはあくまでも労働者の政治的、社会的、経済的、文化的な地位の向上を中心として、さらに労働者の基本的な人権でありますところの團結権、団体交渉権、争議権、さらにストライキ権及び最低賃金制を確立する。こういう基本的態度を、あくまでも労働者の福祉、こういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○鈴木國務大臣 ごく大ざつぱりに、原則的に申し上げますと、そういうことになつておられます。細目の点については、いろ／＼解釈はあります。

○土橋委員 大體私の今申し上げました解釈に大臣も賛成されておるので、私はさうに將來この第三條の労働省の任務といたるところを解釈して行くという点を中心に、次の問題に移りたいと思つております。特に労働省の権限であります。これは第四條に非常にとくさんの條項をあげられておるので、いろ／＼疑義の点もあつておるので、時間もありませぬので、この問題については一應触れることを避けたいと思つておられます。

○富樫説明員 今大臣が申し上げた通りでございます。これは國家行政組織法第八條に基く附屬機關——調査、諮問的なものばかりでございます。

○土橋委員 そういたしますと、附屬機關がここに相当多数あるのであります。たとえば船員労働連絡會議、あるいは労働教育審議會とか、さらに中央賃金審議會とか、こういうものがたくさんあるのではありませんか、この点については、予算は全体としていかほどに組んでおられるのでございませうか、御説明願ひたいと思ひます。

○富樫説明員 予算につきましては總計をあげてございませぬが、一つ／＼の委員会について、どの委員会にはどれだけの二十四年度予算といたしまして、かねて御配付の資料の中にあつたし、土橋さんも御承知のことかと存じます。なお前の連合審査会において土橋さんが指摘されましたように、若干の委員会におきましては遺憾ながら予算がなかつて、一般経費でもつてまかなわざるを得ないものもございませう。しかしこの点につきましては、今後できる限り善処したいと思つて、今後前会のおきも申し上げたような次第でございます。

○土橋委員 この文字が行政組織法の第八條の規定によつて、從來自體の觀念で考えられておられます。附屬機關だ、お前らは附屬ではないかといううなことであつてならないと思つておられます。この附屬機關は、少くとも労働に関する問題にしても、失業安定に関する問題にしても、これは第三者、特に労働省側以外の各専門的な方々のお集まりを願つて、そこで徹底的に討議をせられ、その内容が労働大臣

に建議せられるとか、あるいは同じごと
にその内容の意思が各局の基本的な態
度にもなり得ると考えます。従つてこ
れは行政組織上の附屬機關といひ、
そういう官廳組織的な意味でなくし
て、もつとこの問題については労働省
で熱を入れられて、この附屬機關、各
委員会の内容を充実するように私は強
く要望したいのであります。特に
私が調べたところによりますと、中央
賃金委員会は労働基準法においてもこ
れは基本的な問題であります。この
中央賃金委員会には予算を計上してい
ないのであります。どういふわけです
日まだ開いていないか、その点を御説
明願いたいと思ひます。

○富樫説明員 ます事務的に申し上げ
まして、なお大臣から補足していただ
きます。賃金委員会は労働基準法に基
きまして、主として最低賃金の問題を
調査審議することになっております
が、この最低賃金の問題につきましては
は、労働委員会におきましても御説明
申し上げました通り、労働省の立場か
ら申しますれば、また労働者の福祉の
立場から申しますれば、急速に制定せ
られることが望ましいのであります
が、まだ十分インフレの収束せられざ
る現段階におきまして、早急にこれを
実現することは困難の段階である。こ
ういふことで、今のところまだ具体的
に審議する段階に至っておりません。
ただ本年度におきましては、前年度と
比べて最低賃金を検討すべき機が一段
と熟して参つたと考えますので、二十
四年度の予算におきましては、調査費
を若干別に計上してあるような次第で
ござります。

○土橋委員 ただいま政府委員から、
非常に労働者の諸君が開けばありがた
いような御答弁があつたのでありま
す。それは最低賃金制確立、最低賃金
に関する機運が熟してある。従つてこ
れを考へて別途予算を計上してある。
こういう御説明であります。私が調
べたところでは、中央賃金委員会には
一銭も予算が組んでござりません。し
かも最低賃金制確立の中央、地方を通
ずる委員会をつくることは、もうす
でに労働基準法をつくる当時から問題に
なつておりました。これはかつての給
與審議会においても非常に問題になつ
た。ところが労働省は充足以来相当年
月を経ておりますが、この最低賃金に
対しては一回も委員会を開いたことを
聞いておりません。それでただいまの
ような御答弁があるならば、私はこの
別表をおつくりになると、あるいは
労働省設置に関する問題でも、おそら
く賃金問題については最低賃金の委員
会をつくるということが労働省の最も
中心的な問題である。賃金問題に関す
る限りにおいては、そういうものにつ
いて予算も計上してないという今のよ
うな御説明であると、これは私は非常
に実情に沿わないと思ひるのでありま
す。その点もう一回大臣に責任ある御
答弁を願ひたいと思ひるのであります。

○富樫説明員 私の申し上げましたの
は、昨年、一昨年に比べてインフレの
カーブも大分収束の機運になつた。そ
の意味におきまして、最低賃金を検討
する機が大分熟して来た。従ひまして、
最低賃金制を制定するにつつきまして、
必要なる調査をするということが必要
であらうというので、たしか本年度の予
算で二十万円か三十万円を計上したと
記憶しております。ただそれも賃金委

員会としてではないのでありまして、
賃金委員会というの具体的には最低賃
金を制定する段階に至つた場合にこれ
を開催し、かつ予算を組むという建前
にしております。目下のところは、賃
金委員会を開く事前の措置として、基
礎資料その他の調査をしよう、こうい
ふ意味でござります。

○土橋委員 労働基準法第二十九條を
ごらんくださるとわかると思ひますが、
第一項は今申し上げました原則を書い
ておるのであります。第二項には「賃
金委員会には、必要に應じ、一定の事
業又は職業について専門委員会を置く
ことができる。」これは内輪の内容を書
いておるのであります。こういうよ
うな構想を持つておる限りは、最低賃
金委員会を中央、地方につくるとい
うことは、今お話になつた二十万円や三
十万円できると労働省はお考えでこ
ざりませうか、ちよつとお聞きした
いと思ひます。

○富樫説明員 賃金委員会あるいは賃
金委員会の部門として専門委員会を設
けまして、本格的に最低賃金の問題を
審議するということになりますと、二
十万円や三十万円できぬということ
はもろんのごとでござります。先ほ
ど申し上げました二、三十万円の金
は、委員会開催の前提といつたしまし
て、必要な資料調査を役所において準
備する、その経費を申し上げたのでご
ざります。

○土橋委員 私はこれ以上追つては聞
こうと思ひませんが、少くともかつて
の労働基準局長さんもおられるよう
であります。労働基準法の基本的な問
題は、中央賃金委員会の構成と、地方
賃金委員会の構成が問題であらうと思

うのであります。これが中核でありま
す。このことについて目下そういうも
のについて二、三十万を見込んでおる
というふうなことであります。今日
労働省がお話になつたような内容では
なくして、この内閣委員会に対する一
應の御答弁でさういふことになつてい
るに考えますので、これは基本的にもつ
と立案計画をいたされまして、この委
員会なり、あるいは労働委員会へ、責
任をもつていただいた内容にさらけ
ておられたものをいただきたい。かよう
に考へておる次第であります。どうか
責任をもつて中央地方に最低賃金委員
会をおつくりくださつて、そうして政
府の失業対策が不十分であるというよ
うな点に心がみまして、特にこれは
重要でありますから、私は強く、要
望して、この問題を終りたいと思ひ
てあります。

○富樫説明員 賃金委員会あるいは賃
金委員会の部門として専門委員会を設
けまして、本格的に最低賃金の問題を
審議するということになりますと、二
十万円や三十万円できぬということ
はもろんのごとでござります。先ほ
ど申し上げました二、三十万円の金
は、委員会開催の前提といつたしまし
て、必要な資料調査を役所において準
備する、その経費を申し上げたのでご
ざります。

○土橋委員 私はこれ以上追つては聞
こうと思ひませんが、少くともかつて
の労働基準局長さんもおられるよう
であります。労働基準法の基本的な問
題は、中央賃金委員会の構成と、地方
賃金委員会の構成が問題であらうと思

○土橋委員 そういたしますと、各地
方にも、この別表にありますが、相当
これは地方の労働事務、あるいは労働
基準事務、監督事務を担当してある諸
君が負担する傾向もありませんが、労働
省の方においても、これをほんとうに
活用するといふならば、各都道府縣に
対しまして、相当な御援助がないと、
この内容は実現できないと思ひのであ
ります。私のお聞きしておるの、そ
ういふ計画はいつごろでありますか、
労働省自身として、どのくらいの程度
全体をひつくるめて、各委員会はた
くさんありますが、そういうものにつ
いて、予算を今年度見込んでおられる
かという点をお聞きしておるのであり
ます。予算のない委員会はだめなん
です。あなたも長い経験で御承知と思
ひますが、何もないところへはなか
く、電車賃とかあらゆる問題で人が集まり
ません。どういふことを予算措置とし
て講じられておるかという点をお聞き
したいのであります。

○富樫説明員 これに関する予算も、
中央の附屬機關と同様に、かねて御配
付の資料の中に一つ、あります。こ
で、ここで申し上げてもよいのであり
ますが、十分とは申しませんが、それ
ぞれ組んでござります。なおここに書
いてあります附屬機關は、本省直轄の
地方の附屬機關でござりまして、都道
府縣の労働等の附屬機關とは違ひま
して、縣廳に予算を補助するといふ建前
ではござりません。

○土橋委員 この問題も前者と同じよ
うに、強くや責任をもつておや
りになる以上は、相当労働大臣及び幹部
の方々が、予算のときにも善処をし
て、徹底的にこれを聞いて取るといふこ

○土橋委員 私はこれ以上追つては聞
こうと思ひませんが、少くともかつて
の労働基準局長さんもおられるよう
であります。労働基準法の基本的な問
題は、中央賃金委員会の構成と、地方
賃金委員会の構成が問題であらうと思

とを強く望む。要する。ただいまの労働省はそういう点については、きわめて遺憾であるというを言つて私は終りたいと思つております。

さて私はきょうちようど九時前後に省線電車から飯田橋職業安定所の内容をつぶさに見たのであります。私が省線電車を通つたときには約百二、三十名の人が並んでいるを目撃したのであります。ああいうように三田の職業安定所もそうでしょう。また神田橋の方もそうでありましようが、いづかを問はずかういふ状況にあつて、一番繁昌しているのは今は職業安定所だらうと思つて、かういふような点について、どういふ処置をとられているか、もう一回大臣の御答弁を願ひたいと思つております。

○鈴木國務大臣 ただいまのような情勢のもとにおきまして、職業安定行政の重要なことは、これはだれでも痛感して居るところでございます。この点につきまして、先ほどの整理その他ともからんで参りますけれども、そういう点も考慮いたしまして、安定関係というものは、一般の三割という基準をはずしまして、予算定員の全体を通じて二割、そういうところに了解を得たわけでございます。人員の関係からいへば、さうございまして、必ずしもこれで百パーセント安全だという人員的措置は現在の日本の財政、國情のもとにおいては、なかく困難でありますけれども、まず一般の基準からはずして、さうして一方同時に、その内容、人的要素の充実、入れかえもありましようけれども、さういつたものもありましよう、さうして安定行政の第一線であるところの安定所等につきましては、労働省の最も重要な部門といたしまして、將來にわたつて極力力を入れて参りたい、さう考えております。

○土橋委員 ただいまの御答弁を伺いますと、まことに必要だ、しかしながら二割程度は減らさなければならぬ。かういふことを仰せになつたようでありましよう、少くとも職業安定に関する問題は、現在の人間では足りない。労働大臣もぜひ三田なり、神田橋なり、飯田橋を見学をする必要があると私は思う。さういふ状況において、ただ二割を減らすというふうなことで、實際失業をしておられる方々にとつても、非常にお氣の毒であるのであります。交通の関係、あるいは食糧の關係においても、失業をしておられるその心理状態、かようなものにかつて加えて、何回も参りまして、その職を得ないというふうなことは、非常に労働不安のみならず、政治不安の根源をなすのであります。民主自由党が絶対多数をとつて、ただいま政権を担当しておられましても、この問題を善処しない限りは、適切な労働行政とは言えないと私は思つております。そこでさういふ人を二割首を切つて、どういふ仕事ができるか、現在ですら行つておられるはなりましたと、各委員の方もごらんと思つて、非常に困難で、しかも時間を要し、それこそ喧嘩的な状態にまでなつておるのでございませう。にもかかわらず、二割を首を切つたならば、仕事が滞滞するのでございませう。しかも労働階級が非常に不安を感ずる。かういふふうな状況にあるのであります。これでもなおかつ大臣の方では正しいと思つておりませうか、この点が第一点。

○鈴木國務大臣 安定行政に對しましては、極力労働省の総力をあげてやつて行くことは、先ほどから繰返して申し上げた通りであります。また今の東京の問題全般については、土橋委員にも先ほどの問題を十分御了解を得たのであります。今申された点につきましては、実情をまだ聞いておりませう。せんが、原則をいたしまして、さういふような考え方があるはずはないのでございまして、それは実情もよく聞いてみます。それから二割減らしたという点につきましては、これは全体の行政整理との兼ねも考へ、いろいろ考へて最低限に食いこめたのでありませう。將來にわたつては、また私から別個の考慮をもつて措置して行く余地も残されて居る。さう考えております。

第二点といたしましては、職業安定に關しましては、職業安定局長という失業救済の中心的人物である人が、労働組合の代表が来た場合に、あはれ失業対策をやつておるのであるから、あはれ組合の老いばれが東京都でこげついでしてしまつておる。あはれ回轉するのだ。かういふような方式論を持つて来るならば、非常に遺憾である。けささ東京の林労働局長は私に言つておるのであります。けしからぬことを言つておられた。さういふことが問題であるというのを私は言つたのであります。さういふような点を労働大臣はこの齋藤安定局長の言葉等を考へられまして、第十條第一項第四号の規定から見ても、かういふことはどういふ御所見を持つておられますか、もう一回お聞きしたいと思つております。

○土橋委員 労働基準法の監督に關する行政であります。この基準監督行政を強固にするために、實際は中小企業の諸君が、基準法の監督行政は、今日まで三年に一回ないし四年に一回程度であります。人員の關係からいへば調査をして参りますと、かういふものを強行することによつて、中小企業は、機械の設備あるいはその他の一切の設備が基準法に違反して居る。かういふことが多々あるのであります。かういふことを強行していただくことは必要であるが、あまりこれを強行しますと、中小企業は基準監督の基準に即應するために、多額な費用を要しまして皆崩壊する。かういふ逆の効果が現われてくると思つて、かういふことについて労働省はさういふ御見解を持つておられるか、簡單直截にお願いしたいと思つて、これが一步誤つて強くやれば、企業家の方ではさういふ設備をしておりませんから、急に整へなければなりません。さうするといやでもおうでも工場を閉鎖するということになつて來ますので、かういふことはぜひ明確な御説明を伺ひたい。

○鈴木國務大臣 根本の考へ方といたしましては、あくまでも労働者諸君の立場を守るべく基準法を遂行して行く、さういふ点は実情に應じて十分の考慮をして行きたい、かういふ考へをしております。

○成田委員 重複を避けまして簡単に一点だけお尋ねしたいと思つて、それは婦人少年局の問題でございます。婦人少年局は最初政府の案では廃止するといふ御方針だつたらしめたので、幸い局として存置されております。しかし予算措置において非

常に削減されて、ほとんど婦人少年局の仕事というものは、實際やれないといふような話をよく聞くのであります。が、はたしてさうでありますか。

○鈴木國務大臣 予算の点につきましては、あえて労働省といわず、あるいは労働省の各局部といわず、各省とも本年度の予算につきましては、相当苦痛を忍んで機能を維持するといふ、なかなかむずかしい立場に全体が立つて居ると存じます。婦人少年局の件につきましても、特に予算を削減したといふようなことはございませぬけれども、予算全体のきゆうくつさの中において仕事をやつて行く場合におきましては、相当の苦しい点はあるかと思つて、しかしそれはあえて婦人少年局だけをどういふ意味ではございませぬので、本年度におきましては、他の部局と同様、困難を克服して仕事を進めて行かなければならぬといふことは同様でありますけれども、その限りについてやり得る予算は組まれておると信じます。なお詳しい予算額のものにつきましては、今ちよつとお答え申し上げかねます。

○成田委員 その点に關連いたしまして、年少労働者の労働條件の維持といふものは非常に大切だといふ建前から、從來地方において少年室といふものがあつたはずなんです。この少年室といふものを、予算の關係その他で相当閉止いたしました。プロック別これを設けるといふ御方針があるらしいのですが、はたして事實であるかどうか、お尋ねしてみます。

○富澤説明員 婦人少年局の地方職員室は、人員等におきましては、從來から二縣平均三人とかいふことで不十分

は、さういふ点は、さういふ御方針があるらしいのですが、はたして事實であるかどうか、お尋ねしてみます。

○富澤説明員 婦人少年局の地方職員室は、人員等におきましては、從來から二縣平均三人とかいふことで不十分

なのでありますが、その仕事につきま
して、やはり最小限度機能を發揮する
だけの予算は組んであると考へてお
ります。ここに資料がありませんの
で……。

○成田委員 プロック別にされるとい
う御方針はありませんか。

○置樞説明員 ありません。現状維持
です。ただ人員整理は若干あると思
いますが、機構としては現状維持です。

○岡田(春)委員 それでは民自党から
もきわめて懇篤な御報告がございま
したので、きわめて簡単にやりたいと思
います。

まず第一にお伺いいたしますが、こ
れは定員法との関係もありますが、機
構上の問題に關連をいたして参ります
ので、ごく簡単に御答弁をいただけば
いい問題でございませぬ。先ほど失業者
の予定数を、大体本年度は八十万から
百四十万程度というお話がございま
したが、それでは昭和二十四年の三月現
在における、今年の春の失業の実員数
が、すでに労働省においてはおわかり
だらうと思ひますが、簡単に数字のみ
おわかりにならば聞かせていただきた
い。

○置樞説明員 ここに資料がございま
せんので、非常に恐縮ですが、多分今
年の春のものは目下集計中くらいだと
思ひます。

○岡田(春)委員 昨年末でもよろしい
のです。大体の数でよろしいのです。

○置樞説明員 いずれ適当なときに主
管局長から御答弁することにいたしま
す。

○岡田(春)委員 こういふように大き
な失業の問題がありますのに、現在の
失業者の概数がおわかりにならないと

いうことになりますと、問題でありま
すが、この点はあとで主管局長がお
いになつてから伺うことといたしまし
て、この問題については職業安定局の
問題、機構の問題に關連いたしますけ
れども、その点が明らかになつて参り
ませんと、質疑を続けて行くのにおよ
つと困るのであります。

続いてほかの問題に入りたいと思
います。先ほど政府委員の御答弁では、
第十三條に本省の附屬機関としてた
くさんの審議会をつくられておられま
すが、これは全部諮問機関であるとい
うように御答弁になりましたが、これは
間違ひございませぬか。

○置樞説明員 全部調査審議、諮問ま
たは協議だけのものであります。

○岡田(春)委員 諮問機関である限り
においては、これは労働大臣の権限に
おいて、労働大臣がこれに諮問して、
その意見を聴取して、最後の決定は
大臣にあると思ひますが、これはいか
がでございませぬか。

○置樞説明員 法律的にはまさにその
通りでございませぬ。尊重するかどうか
という政治的なことは別にいたしまし
て……。

○岡田(春)委員 それでは具体的に
伺ひますが、労働基準監督官分限委
員会というのがございませぬ。これの準
拠する法規は労働基準法であると思
ひますが、労働基準法の第九十九條に
よると、労働基準監督官を罷免する場
合においては、大臣はこの分限委員
会の同意を必要とするというふうにな
つておられますが、これは諮問機関であ
りませぬか。

○置樞説明員 たいへん失礼いたしま
した。ここに書いてあるのは全部と申
しました。

しました。例外としてただ分限委員
会だけが同意を要する。これは國家行
政組織法第八條の調査、審議またはこ
れに準ずるといふものに該当する唯一
の例であります。

○岡田(春)委員 ただいま唯一の例と
お話しになりましたが、まだあるのでご
ざいませぬか……。

○置樞説明員 もう一つございませぬ。
失業保険審査会がございませぬ。

○岡田(春)委員 たいへん申し上げた
ように、それから中央賃金委員会もこ
れは諮問機関ではないと思ひますが、
いかがでありませぬか。

○置樞説明員 賃金委員会は基準法の
二十九條で「最低賃金に關する事項を
審議させるために」というのでありま
すから、審議した結果が大臣を法的に
拘束するということはない。いわゆる
審議機関、こういうふうに解釈してお
ります。

○岡田(春)委員 基準法の第三十條に
は必ず意見を認めなければならぬとい
ふ必要事項がありますが、これにつ
いてはいかがお考へになりますか。

○置樞説明員 これは意見を認めなけ
ればならぬでなく、意見を求めなけ
ればならぬ。その意見を求めるだけ
で、拘束するかどうかというものは必
要ではない、こういうふうに解釈いた
します。

○岡田(春)委員 了解いたしました。
続いて分限委員会の關係であります
が、分限委員会はただいま政府委員の
答弁のように、労働基準監督官を罷免
する場合においては、分限委員会の同
意を求めなければならぬというふう
になつておられます。ところが今度の定
員法において当然労働基準監督官とい

うものが、たしか私の調査によると、
本省だけでも十七人ばかりの減員とな
つて参るわけでありませぬが、そうな
つて参りますと、定員法によるところの
いわゆる首切り、この首切りの場合に
おいては、分限委員会にかけるもので
あるか、かけないものであるか、この
点大臣に伺ひたい。

○中西説明員 この基準監督官の分限
委員会との關係でございませぬが、こ
れは依願免、つまり自分が自発的にや
める場合は同意はいらぬといふこと
なるので、意に反してやる場合にこ
こに参ります同意を必要とする、こう
いふことになりませぬ。そこで今度の行政
整理で自発的にやめることを勧告す
る。それに従つてやめる場合にはこの
委員会の同意を必要としない、こうい
うふうに考へるのであります。

○岡田(春)委員 たいへん意に反さな
いので依願免だけの答弁がございま
したが、意に反してやられる場合は、
定員法の規定においては意に反しても
これを首切ることが出来る。しかもこ
れに対しては訴願権が認められてお
らないのであります。こういうふう
に反して首を切られる場合において
は、分限委員会にかかるとか、かか
らないものか、お答へ願ひたい。

○中西説明員 実はこの問題はこの前
に國家公務員法との關係で実は問題
になつておられます。國家公務員法によ
りますと、あの法の趣旨に反する場
合には従前の法律はすべてこれはその限
りにおいて効力がなくなる、こういう
ことになつておられます。そこで國家公務
員法によりませぬと、すべてやめさせ
る場合は任命権者において行えるとい
ふことになつておるのであります。はたし

てこの九十九條の末項の條文が現在生
きておるかどうか、つまり國家公務員
法の精神に反しないかどうか、これが
実は今問題になつておるのでありま
す。そこでこの点は現在人事院とも話
合ひをしておりませぬ。國家公務員法
の建前から言ひませぬれば、同じくこ
の監督官といへども國家公務員であ
りますので、あるいはこれが國家公務員
法の趣旨に反するといふことになれば適
用がない、こういうふうにお考へてお
ります。ただいま伺うと話し合ひ中
でございます。

○岡田(春)委員 非常に奇妙な御答
弁をなさいませぬが、法律といふものは少
くともある限りにおいてこれが生きて
いるかいないかといふことを、官吏御
自身の生きるものであるとか死ぬもの
であるとかいふ御判断で、適用されな
いとかするとかいふようなことがあ
らうとは、私はゆめにも考へておりませ
ぬ。あなたのおきつと御発言の形式にお
いてそういう言葉を述べられたのだらう
と思ひますが、これは嚴然として法律
がある限りにおいて生きておるのであ
ります。生きておる限りにおいてこれ
と公務員法との關係がどうであらうか
という問題は第二の問題であります。

もしこれが死んでおるものとするなら
ば、法的な手続が必要であります。そ
れから第二の問題といたしましては、
國家公務員法との關係を私はお伺ひし
ておるのであります。定員法との
關係がどうなつておるかといふことを
お伺ひしておるのであると、定員法と
の關係においてこれは重要な問題であ
りますから、大臣からはつきりした御
答弁を願ひたいと思ひます。

○中西説明員 國家公務員法との適用

の關係をまはつきりいたしませんと、定員法との關係には入れないのでございまして、定員法は結局國家公務員法の解釈なりを踏襲して処理されるという性質のものでございまして、國家公務員法の第一條の末項に「この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法律と矛盾し又はこれに抵触する場合には、この法律の規定が、優先する」とございまして、その抵触するかしないかというところはやはり一つの判断でございまして、この点は人事院の判断によつてわれ／＼は処理したい、かように思つております。

○岡田(審)委員 それは非常に不穩當なことをお話になる。國家公務員法の精神にのつとつて、定員法の問題の場合においては、やはりそういう精神を生かして行こうというふうなお話になるのでしようが、少くとも法律として定員法というものが別個に出されて、この法律というものの適用においてこれが國家公務員法と同じ精神のものであるから、あらゆる法律に優先するといふことは、定員法のどこをひっくり返してみても書いてない。そういう限りにおいて定員法において明文上の規定がない限りにおいては、實際にその法律そのより適用を受けないを解釈するのが、法文の解釈上妥當であると私は考へるのであります。あなた御自身の主観的な解釈がどうであろうと、そういうことは第三の問題であります。こういう点もつとはつきりと大臣から御答弁を願ひたいと思ひます。これは重大な問題であります。

○鈴木國務大臣 ただいまの点は説明員からも申し上げましたように、人事院との關係において、この解釈を決定して行くという方法をとりうと思ひます。

○岡田(審)委員 この間、人事院の淺井總裁はこの席上において、この定員法の問題は國家公務員法の適用をしないといふことを明確にしておられるのであります。労働大臣の場合には人事院と一緒にやつて行くというお考えですが、そうなりますと閣内においてはつきり意見の対立がございまして、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 人事院と打合せで、解釈を統一いたす、こういう意味であります。

○岡田(審)委員 この点は法律上運法の問題も出て参りますので、明確な御答弁があるまでわれ／＼としては十分審議を盡すことはできません。これは一日も早く御答弁願ひたいと思ひます。次に、同じく委員会の点につきまして、先ほどいろいろ政府委員から御答弁があつたのであります。今度の労働省の設置法案によりまして、従來委員会の名称となつておりましたものを全部審議会に改めておきます。これはどういふわけか、お伺ひいたします。

○富樫説明員 國家行政組織法の第三條と第八條によりまして、純粹の行政作用を営む合議制の委員会にして、行政機関たる性格を持つておるものは外局として、委員会の名前を踏襲して存続させることになり、それ以外のものは第八條の調査審議的なものとして、これは附屬機関という建前をとることになつたわけですから、従つて第三條の外局たる委員会と、第八條の附屬機関たる委員会とが、同じ名称を用ひますと相互に紛淆を來す、こういうことで各

省とも、この際行政機関でない調査審議的な委員会の名称を全部審議会または協議会といつたようなものに事務的に名前をかえただけでありまして、○岡田(審)委員 事務的に名前をかへになつたのであります。しかし法律的には非常に問題があるのであります。たとえば中央貸金審議會、その他の審議會等がございまして、この中央貸金審議會中央労働基準審議會、労働基準監督官分限審議會といふものは、労働基準法に準拠しておるものとわれ／＼は考えますが、いかがでございませうか。

○富樫説明員 さようでございます。従つてこの設置法制定と並行いたしました別途基準法あるいは安定法等における委員会の名称変更の法律案を提出しておる次第であります。

○岡田(審)委員 その点大體了承いたしました。しかしここで一度念を押しておきます。こういう審議會は、労働基準法の中におきましては、委員会の名称になつておきます。これを審議會に改められておきますが、いかに性格が同様でありまして、基準法の一部改正が通過しない限りにおいては、依然として労働基準法による委員会としての審議會と、両方が併立するものであることは事実であろうと思ひますが、この点はいかがでございませうか。

○富樫説明員 御説ごもつともであります。この法律が通つて片方が通らぬといふと、いかにもびつこになりますので、そちらの方の改正法律案と一緒に六月一日から施行できるように、私どもの方では御期待申し上げておる次第でございませう。

○岡田(審)委員 そうしますと、労働基準法の一部改正法律案は、すでに國會に提出されておられますか。

○富樫説明員 すでにこの内閣委員会におきまして、提案理由及び内容の説明を済ませておられます。

○岡田(審)委員 先ほどの労働基準監督官分限審議會の問題につきまして、重ねて申し上げておきます。定員法の規定におきましては、分限審議會以外關係法規の整備が附則において行われておりますが、分限審議會の問題のみは、附則において法令の整備が行われておらないわけでありまして、定員法に關する限り、分限審議會の適用が明記されておらないとしますと、当然労働基準法の適用によりまして、分限委員会といふものは従來通り行われる。具体的に申しますと、労働基準監督官が首を切られる場合においては、分限委員会にかかるといふことが、この法令の解釈においては当然であると思ひますが、この点はいかがでございませうか。

○富樫説明員 先ほど他の説明員及び大臣から申された通り、人事院と連絡して解釈を統一し、その線でもやります。

○岡田(審)委員 解釈の統一ではなから、法文上に明文化されない限りにおいては、これは解釈だけでは解決がつかない問題であります。ですから、定員法に明文化されない限りにおいては、当然生きて來る。これは解釈の問題じゃないのであります。こういう点では明確にしたいと思ひます。

○中西説明員 ちよつと御質問の要旨がわからないのですが……。

○岡田(審)委員 定員法に、たとえばこの審議會の場合に、分限委員会にかけないという規定がない限りにおいては、訴訟権を認めないというふうな点を定員法に明記しながらも、これに對して別段の法令の改正が行われぬ限りにおいては、当然この法規も生きておるといふことが確認されなければならぬと思ひます。これは解釈の問題ではないのであります。こういう点あなたもすでにおわかりだらうと思ひます。重大な問題ですから、はつきりお答を願ひたい。

○中西説明員 定員法に特に書く書かないの問題とはちよつと考えられないのであります。結局その前に、國家公務員法との關係で、はたして現在の基準法九十九條の末項が抵触するかどうかということが先にきまるのであります。それがきまれば、それに基いてこの定員法の附則の運用ができる、こういうことになるので、ここに特に書くなければどういふ問題ではないと思ひます。

○岡田(審)委員 時間を制限されているので、法律上の解釈を、一役人個人がこの場だけで適宜に解釈されて答弁されるというところは、われ／＼は非常に不満であります。あなた方はこの場で難をのがれようとせられましても、これは委員会の速記録に残るのでありますから、基準監督官が首を切られる場合にどうなるかといふことを、具体的にはつきりお答を願ひたいのです。

○中西説明員 先ほどから繰返して申しましたように、第九十九條の末項の、意に反してやる場合には同意を得るかどうかといふことについて、人事院と十分に打合せまして、監督官がな

るべくスムーズに退職して行くように運用を考へて行きたいと思つております。

○岡田(春)委員 これはいつまでたつても水かけ論です、私は民自党の方ともお約束しておるので、これでやめるとして、ただあなたに一言だけ申し上げておきますが、これは解釈の問題ではありません。あなたが解釈においてこの問題を解決しようとするならば、日本の民主主義というものは、あなた自身の手によつてぶちこわされているといふことを、はつきり申し上げなければならぬ。これは法律の上にならなければならぬ。これは法律を改正しない限りにおいては、人事院がいかに解釈しようとも、それは問題にならない。こういうことははつきりしておいてもらわなければならぬ。またこれはひとりあなただけの問題とは思はない。日本の行政高級官僚といふものが、法律の網をくぐつて、下で適当の解釈をして法律をごまかして行こうとする事実が、ここに端的に具体的に現われていると思う。こういう点は、われわれとしては簡単に見のがしておくわけには行かぬ。こういう点が解釈の問題において安当でないというならば、なぜ労働基準法九十九條の一部改正をなさらないか。こういう点をはつきりしないで、解釈の問題で済みますという。労働大臣もここにおいでになります。労働大臣は黙つて見のがされるだらうと思ひますけれども、こういう点ははつきりしてもらわなければならぬ。しかも首切りが六月一日から行われようとするときに、今解釈の問題で、人事院と相談しましてそれからやりますという方法で、実際

法律が守つて行かれるかどうかということ、大臣からはつきりお話し願ひたいと思ひます。

○大臣はつきりしないのはおかしい。「大臣答弁しろ」と呼び、その他発言する者多し」

○齋藤委員 私語を禁じます。

○岡田(春)委員 私は大臣から答弁を求めております。

○齋藤委員 大臣は答弁をしません。

○岡田(春)委員 大臣は答弁しないのですか。それでは委員長に特に申し上げておきます。定員法の問題並びに設置法の問題と関連しまして、私たちの解釈においては、違法が生れて来る危険性があるのであります。この点を明確にしないでいけません。この点を明確にしないでいけません。この点を明確にしないでいけません。

○齋藤委員 それはあなたの解釈です。解釈については皆さんの意見が人によつてみな違ふ。

○岡田(春)委員 解釈ではありませぬ。

○齋藤委員 それでは質疑はこれで済みました。

これより討論に入ります。池田正之輔君。

に修正する。

労働省設置法中「国会は、労働省設置法(昭和二十二年法律第九十七号)の全部を改正するこの法律を制定する。」を「労働省設置法(昭和二十二年第九十七号)の全部を改正する。」に改める。

第七條第三号中「國有鉄道地方調停委員会専ら地方調停委員会及び専賣公社地方調停委員会」に改める。

第十三條第一項中中央職業安定審議会の項の欄を次のように改める。

公共職業安定所の業務その他職業安定法及び失業保険法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

第十六條第一項中労働者災害補償保険審査会の項の欄を次のように改める。

労働者災害補償保険の保険給付に関する決定についての不服の申立を審査すること。

第二十條第三項中「公共企業体労働関係法(これに基く命令を含む)」に改める。

○齋藤委員 成田知巳君。

○成田委員 社会党を代表いたしました。修正案並びに原案に対して反対の意見を表明いたします。

によりますと、統計調査局の発表する労働統計というものがあまりに事実をうがち過ぎておるので、高級官僚のお氣にいらぬといふこととありまして、こういう意味から行きますと、また先ほど岡田委員から質問がありましたように、政府の方では國家公務員法との関係について解釈の相違だと言われたのであります。この點國家公務員法との関係ははつきりいたしてはいるのであります。と申しますのは、本委員会が本多國務大臣と淺井人事院總裁に質問いたしましたときに、最初本多國務大臣は、今回の行政整理は國家公務員法第七十八條に準拠してやるのだと言つておられました。淺井人事院總裁は、絶対にそういふことはない、第七十八條は今回の行政整理には適用しないのだとはつきり言明しております。その食い違ひがあつたために、後ほど本多國務大臣は、定員法そのものによつてやるのであつて、國家公務員法とは関係がないといふことを言われまして、前言を讀んでおられるのであります。こうやう意味から行きますと、今岡田氏が問題にしました点について、國家公務員法の解釈いかんという点は全然問題にならない。そういう大きな疑問もございませぬし、討議すべき点が多々あるので、本法案に対しては絶対反対の意見を申し上げます。

○齋藤委員 有田喜一君。

○有田(喜)委員 私は先ほど岡田委員の提案された問題はいすれになるかといふことを、もう少し検討を重ねる必要があると思ひますが、しかしその問題は定員法の問題でありまして、この設置法と多少の関連がありますが、そ

の解釈は定員法のとくに明らかにする必要があると思ひます。さうな前提に立ちまして、この労働省設置法案及び修正案につきましては、民主党を代表いたしました。賛成いたすのでございまして、しかし今回の行政整理をめぐりまして、相当多数の官吏の失業者が出て参ります。また一方産業の合理化によつて相当多数の失業者が出て参るのであります。つきましては労働省におかれましてはこれが失業対策の万全を期せられまして、いたずらなる社会不安を起さざるよう十分な配慮をせられんことを強く切望いたしまして私は賛成いたします。討論を終ります。

○土橋委員 私は日本共産党を代表いたしました。ただいま議題となつております一部修正の動議及び労働省設置法案の原案について反対の意見を表明するものであります。

この法案は定員法とも関連を有しておるのであります。大きく独占金融資本を擁護するために、民間に対しまして企業の整備を断行して失業の招来することをくろみ、かつ官廳方面においては行政整理を断行いたしました。國家公務員の失業状態、窮乏状態を考へた、憲法中の法律に關連しておる法律であります。従つてかような設置法案を通過せしめることは、労働省内部においても円滑な事務が行われな

いのであります。特に労働統計調査局が部となるといふような傾向、あるいは労働基準監督に關する等の問題についても、これは大臣から説明があつたのであります。十分考慮しなければならぬ。基準監督官の數、あるいは監督行政の内容、実施の事項、かよう

【參照】
労働省設置法案に対する修正案
労働省設置法案の一部を次のよう

なものについても非常に不十分なものを含んでおるのであります。また職業安定に関する問題にいたしましては、ただいままでの政府の答弁の内容では、この法文に即應した職業安定の紹介なり、あるいは失業緊急対策なり、かようなものが実施できないことは、火を見るよりも明らかであります。また少年、婦人等の問題についても、十分に検討されない内容を持っておりますので、この法案自体が企業整備と軌を一にするところの悪法の一つであります。特に労働省における職員組合のいろ／＼な資料等に徴しても、いかにこの法律が悪法であるかというところは明瞭でありますので、われ／＼はかような独占金融資本を擁護する建前においてつくられ、しかも企業整備と軌を一にする行政整理を中心として考へられておるこの法案には、絶対反対を表明するのであります。

さらに各委員会の構成につきましても、名前は審議会にかつたのであります。が、かようなものをつくることによつて、きわめて民主的な装いのもとに従来の中央行政が行われまして、そして労働省がこの法案によりまして、まつたく労働者階級の元凶となり、さらに労働階級の生活と権利伸張のためには何ら貢献することなく、いたずらに警察的な機能を發揮するといふ以外の何ものでもないであります。特に吉田政府の政策的な基礎でありますので、この国会においてかようなものが國民の名において、国会の権威において討議せられるということは、まつたく全人民大衆を欺瞞する法律でありますので、私はかようなものはただちに返上いたしました。そして、そうしてもつと勤

勞人民大衆のために、眞に生活権の擁護、特に労働者の福祉に關しましては、先ほど大臣に私は御説明を求めたのであります。が、そういう基本的な権利の擁護と、さらに労働者の地位の向上といふことを基本的に、各局なり、あるいは各部署がきめられるといふような方針で行くことを切望してやまないのであります。

以上を端から、日本共産党はこの設置法案に絶対反対の意見を表明するのであります。

○齋藤委員長 鈴木幹雄君。
○鈴木幹雄委員 私は民主黨を代表しまして、本法案に対して賛成の意見を申し上げます。ただこの機会に強く労働当局に対して希望を申し上げておきたいと思ひます。

しようとする現段階、並びに今後の問題を考えますときに、いよ／＼労働行政は重大であります。本省がその機構を縮小し、並びに人員を削減するといふようなことにおいて最も遺憾に思ふのであります。かかる点から反対するものであります。

○齋藤委員長 岡田春夫君。
○岡田春夫委員 労働者農民黨を代表いたしまして、この法案には絶対に反対いたします。

になつて参つたと思ふのであります。が、こゝろも何ら大臣から答弁がなかつた。しかも自民黨の諸君はこれを了解したものである。こゝろで強引に押し切られたわけでありまして、われわれはこゝろのような審議を制限し拘束をして、問題の解決しない間に強引に押し切られようといふような審議方法自体に対しても、われ／＼は絶対に反対いたします。われ／＼はこゝろのような問題の未解決をそのまま放棄するやうな、このきわめて不明確な労働省設置法案については絶対に反対いたします。

○齋藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず池田君提出の修正案について賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。

次に本修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。

○齋藤委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

一時休憩いたしました。午後二時に再開いたします。午後は、特別調査員設置法案及び行政機関職員定員法案を議題といたします。さう御了承願ひます。

午後一時休憩

午後二時二十八分開議

○小川原委員長代理 午前引続き会議を開きます。

委員長が本会議において委員長報告をしておられますので、理事の私が委員長職責を行います。

まず特別調査員設置法案を議題として質疑を行います。土橋君。

○土橋委員 特別調査員は御承知のやうに、終戦処理に関する諸般の費用をいろ／＼調達されることが多いのであります。が、その権限あるいは任務につきましても、第三條は任務を規定し、第四條は権限を規定しているものであります。が、この一千二百五十億に上る膨大な終戦処理費に關しまして、基本的な方針を大臣に承りたいと存じます。

○山口國務大臣 ただいま土橋君から基本的な考え方について御質疑がありました。土橋君は千二百億に及ぶ経費の点からのお尋ねのやうであります。が、特別調査員は人員は一万二千といふことになつております。そこで各般の事情を考慮いたしました。もとより予算面からいいますと、非常に調査員を持つ予算は膨大であります。しかし人間対人間の面から見ますときに、いかに、なお整理の余地がある。こゝろも考え方も考慮に入れます。今回四割

○齋藤委員長 小林信一君。
○小林信一委員 新政協協議会は、本案並びに修正案に対して反対するものであります。理由は、行政整理を

しよつとする現段階、並びに今後の問題を考えますときに、いよ／＼労働行政は重大であります。本省がその機構を縮小し、並びに人員を削減するといふようなことにおいて最も遺憾に思ふのであります。かかる点から反対するものであります。

○齋藤委員長 岡田春夫君。
○岡田春夫委員 労働者農民黨を代表いたしまして、この法案には絶対に反対いたします。

○齋藤委員長 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。

次に本修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。

次に本修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。

○山口國務大臣 ただいま土橋君から基本的な考え方について御質疑がありました。土橋君は千二百億に及ぶ経費の点からのお尋ねのやうであります。が、特別調査員は人員は一万二千といふことになつております。そこで各般の事情を考慮いたしました。もとより予算面からいいますと、非常に調査員を持つ予算は膨大であります。しかし人間対人間の面から見ますときに、いかに、なお整理の余地がある。こゝろも考え方も考慮に入れます。今回四割

○齋藤委員長 小林信一君。
○小林信一委員 新政協協議会は、本案並びに修正案に対して反対するものであります。理由は、行政整理を

しよつとする現段階、並びに今後の問題を考えますときに、いよ／＼労働行政は重大であります。本省がその機構を縮小し、並びに人員を削減するといふようなことにおいて最も遺憾に思ふのであります。かかる点から反対するものであります。

○齋藤委員長 岡田春夫君。
○岡田春夫委員 労働者農民黨を代表いたしまして、この法案には絶対に反対いたします。

○齋藤委員長 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。

次に本修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。

次に本修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。

○山口國務大臣 ただいま土橋君から基本的な考え方について御質疑がありました。土橋君は千二百億に及ぶ経費の点からのお尋ねのやうであります。が、特別調査員は人員は一万二千といふことになつております。そこで各般の事情を考慮いたしました。もとより予算面からいいますと、非常に調査員を持つ予算は膨大であります。しかし人間対人間の面から見ますときに、いかに、なお整理の余地がある。こゝろも考え方も考慮に入れます。今回四割

通り入らない、労務者を予定通り集めることができないという問題、あるいはさらにさかのぼりまして、資材の所要の割当が官廳から得られないとか、いろいろな隘路がございまして、昔は監督だけやつておれば、そういう物資は請負業者が自然に獲得し、労務も獲得して、済んだのでございましてけれども、御承知のように、乏しい物資の時代になりましたから、それが非常に工事の完成を遅延する原因になっておりますので、促進という業務が非常に重要になつて来ておるのであります。ところが促進を必要とする原因は、監督をして参ります間に生じて来るのであります。小さな促進業務は、監督者がそれ／＼地方の縣廳等に連絡をすれば、労働基準局に連絡するとかして片づけ得るものもございまして、中央まで持つて来なければならぬものもございまして、それで両方が一緒の局にありまして、現地で片づけ得るものは現地で片づけ、中央を持つて来なければならぬものは、促進の業務として中央で処理するというふうにして、一つの局でやりますことが、業務の分界が不明確ということから来るいろいろの争いと申しますか、重複と申しますか、そういう点を避けて、能率よくやることのできる、こういう考え方をございまして、もちろん一つの局にはございまして、監督をいたします者と、促進をいたします者と、は、固然とわかれておりました、現場監督官は相当な現場の監督の権限を持ちまして、現場の中にあつて、一切請負業者とともにあつて監督をする。そして促進の必要が有ります場合には、それ／＼その現場の担当の促進

官というものが別におりますから、促進官にただちに連絡して、促進官が隘路の打開をはかる。こういうふうな任務をわけておりますので、従いまして、お互いに職務がそれ／＼相伴つて円滑に行く、こういう考えで一緒にしてわけをございまして。
○土橋委員 ただいまの御説明は、私は解できない点があるのですが、少くとも監督に關しては、終戦処理に關する人の供給、あるいは物の供給について、特に集中的な方面においては、一般の市場の物價もまた高騰を來すような状態にあるのであります。これは例をあげて申し上げなくても、特に終戦処理に關してたくさんの人を集中しておる所、物の供給をしなければならぬという地域においては、物價が高騰するのであります。また労働條件についても、そういう傾向が將來ますます出て来るわけでありまして、そういういたしますと、そういう一般民間に及ぼすような影響等について監督するのが中心であるか、それとも部内において、物を供給し、またはこれを納めるといふような關係において、監督を十分にしなければならぬというふうな建前において置かれておるか。この点がまず明確でありませんが、われ／＼は、少くとも促進は終戦事務に關する完全な遂行計画をするところの一つの機関であるかと思つておられます。ところが監督は、そういう諸般のものについても、關係地方公共團體なり、あるいはそういう民主的な諸團體なり、あるいは實際の請負業者といふものの間において、不正的な行為はないか、あるいは不正な商行為はないかというふうな点が検討せらるべきものであります。

で、ぜひともこれは、やはり監督局は厳として存在をせられまして、一般市民なり、あるいはそのうちにおいて不行届きがないようにしていただきたい、こういう考えでおりますが、どうでありましようか。この点、もう一回質問いたします。
○若永政府委員 この特別調達廳の促進監督局に書いてございまして監督の任務でございまして、御承知かとも思いますが、特別調達廳は、その機構が、いわゆる横割り式となつておりました、從來の日本の官廳の通念から申しますと、その仕事として工事があり、役務があり、労働があり、需品があるといふことになりまして、工事局とか、需品局とか、あるいはサービス局とかいふように、その事柄によつて局がわかれるのでございまして、特別調達廳は事柄によつてわかれませんが、こういう工事なら工事の中で、いかなる事務があるか、役務の中でいかなる事務があるかという、その事務を分析いたしました、たとえば工事につきましては、軍側から工事の計画を内示して参りますと、その計画を受取つて、その計画を遂行するために、必要な業者の選定、予算の積算等をいたしまして、返事をいたしますと、向うがそれを正式の調達要求書といふものにしたしまして、PDをこちらに出して参ります。そういういたしますと、私の方の技術局と申しますところ、その工事の設計、積算をいたしました、予定價格といふものを作成するのであります。予定價格がござりますと、その予定價格を今度は契約局にまわします。契約局は技術局から與えられた予定價格をもつて業者を選定し、入札をして、契

約の締結までをいたすのであります。契約を締結いたしますと、初めて請負業者がその仕事をもちつた、こういう形になりますので、もちつた請負業者がその仕事をやるわけでありまして、そのときに、その請負業者が設計通りに仕事をやるように監督する仕事、監督の仕事でありまして、請負業者がいろいろ困つて、その仕事の遂行に支障を生ずるときに、請負業者のためにいろいろ援助を與え、奔走してやる仕事、促進になつておられます。そしてよい工事ができ上りますと、でき上つた工事に關する支拂いの請求書を提出して参りますから、その支拂いの請求書は経理局といふところで受け付けて、経理局で支拂いをする。こういうふうな仕事のわかれ方におきます監督の仕事でございまして、廣く特別調達廳の業務そのものを監督するといふような關係にはなつておりませんという点を、御説明申し上げたいのであります。

○土橋委員 わかりました。最後にもう一点お聞きしたいのは、三月十六日に、全國大多數の地方で、特別調達廳傘下の人員が整理されておるのであります。これはどういう理由と、どういふ方法において行われたか、御説明願ひたいと思ひます。
○若永政府委員 それは出張所の廃止の問題であると存じます。その問題を御説明申し上げますと、特別調達廳ができましたから、大きな工事の仕事、需品の仕事は、特別調達廳でいたしておりましたが、施設の維持、管理の仕事と、不動産の仕事、それから役務の仕事を府縣に委任いたしておりました。それを去年の秋に、府縣に委任せ

ずして、調達業務は特別調達廳の窓口一本にせよということになりました。府縣に委任しておりました事務を、労働者の仕事以外は全部引上げて、そのうち諸施設の維持、管理の仕事を行うがために、各地におります軍受領官の基地の中に出張所という事務所を設置することを命ぜられまして、それを今年の一月から正式に開設をいたしましたのであります。ところがその後、調達方針の変更がございまして、施設の維持、管理は、軍側が労働要求に基く労働者をみずから指揮、監督して、みずから行う、調達要求を出して請負業者をしてやらしめるという方法をとらな

いということになりましたので、従いまして、出張所の機能が大部分がなくなりまして關係上、軍側からも出張所を廃止せよという命令が出まして、それに従つて廃止したという關係の事柄でございまして。
○土橋委員 それに關連して、最後にもう一つ伺ひます。ただいまの内容は大体それで政府側の説明はわかりました。従来關係方面の仕事を行つておる労働者は、實際には普通の雇用關係にあるように考えておるにかかわらず、實際の労働條件の面においては、國家公務員並にあらゆる條件が規制をいたされて、特に賃金關係においてはプレヴェイリソング・ウェイが採用されて、非常に困つた状況下で仕事が行われておることは御承知の通りであります。従つて、悪い條件については國家公務員並におやりくださつておつて、今度は労働者の方の主張する、たとえば政府の責任による共済組合的な規定の適用とか、あるいは一般公務員並の退職金の問題、恩給の問題

○若永政府委員 特別調達廳が設計通りに仕事をやるように監督する仕事、監督の仕事でありまして、請負業者がいろいろ困つて、その仕事の遂行に支障を生ずるときに、請負業者のためにいろいろ援助を與え、奔走してやる仕事、促進になつておられます。そしてよい工事ができ上りますと、でき上つた工事に關する支拂いの請求書を提出して参りますから、その支拂いの請求書は経理局といふところで受け付けて、経理局で支拂いをする。こういうふうな仕事のわかれ方におきます監督の仕事でございまして、廣く特別調達廳の業務そのものを監督するといふような關係にはなつておりませんという点を、御説明申し上げたいのであります。

○土橋委員 わかりました。最後にもう一点お聞きしたいのは、三月十六日に、全國大多數の地方で、特別調達廳傘下の人員が整理されておるのであります。これはどういう理由と、どういふ方法において行われたか、御説明願ひたいと思ひます。
○若永政府委員 それは出張所の廃止の問題であると存じます。その問題を御説明申し上げますと、特別調達廳ができましたから、大きな工事の仕事、需品の仕事は、特別調達廳でいたしておりましたが、施設の維持、管理の仕事と、不動産の仕事、それから役務の仕事を府縣に委任いたしておりました。それを去年の秋に、府縣に委任せ

ずして、調達業務は特別調達廳の窓口一本にせよということになりました。府縣に委任しておりました事務を、労働者の仕事以外は全部引上げて、そのうち諸施設の維持、管理の仕事を行うがために、各地におります軍受領官の基地の中に出張所という事務所を設置することを命ぜられまして、それを今年の一月から正式に開設をいたしましたのであります。ところがその後、調達方針の変更がございまして、施設の維持、管理は、軍側が労働要求に基く労働者をみずから指揮、監督して、みずから行う、調達要求を出して請負業者をしてやらしめるという方法をとらな

ということになると、それはお前らは全然関係はないというような方式にして、非常にその方の労働者は困つてお

ことは事実であります、こういふことについて、將來もこの問題は起つて来るであろうと思つておられます。今もお話になつたように、直接軍の方でおやりになるために、いろいろな支障もあろうかと思つておられます。さういふ点については、山口國務大臣はどうか、さういふ御方針でこの労働条件に關する問題を的確に処理をして、さうして安心をしてさういふ仕事のできるようにおやりくださつておられるか、さういふ点について御所信を十分聞いて、終りたいと思つておられます。

○山口國務大臣 將來の考え方については、やはり特別調達法の持つ性格からして、從來の考え方を踏襲する以外には方法はなからう、さう思つておられます。

○土橋委員 たいだいの御答弁によりますと、プレヴェイリグ・ウエイジの採用については、それは認める、しかしさういふところにおいて働いた者は、日雇夫のようにぶんど首を切つてもさしつかえない、さういふ御方針であつたように伺いますが、これは私は民主自由党のために遺憾に存じますが、少くともさういふ条件下において働いておる諸君には、特に労働物資の配給なり、あるいはさういふ労働條件の点について、十分調達法として諸般の設備なり、あるいは國家公務員並の救済のあらゆる規定というものについて、お考えがあるかということをお尋ねしたら、從來のままでさういふことなことであります、これでは労働條件がさらに苛酷になります、そのよ

うに承つてよろしゅうございませうか。

○山口國務大臣 實は率直に申し上げますと、機構の改革によつて、六月一日から私が特別調達法長官の上に所管大臣として臨むような予定には、閣議の決定によつてなつておるような次第でございます。従つて政府といたしまして、今日のところ公には、從來の例を踏襲するということをお答へする以外に方法はなからうと思つておられます。だん／＼たいだいの土橋君のお説を承つておられます、これが將來の運用の面については、相当考慮しなければならぬかと存する次第でありまして、もし予定のごとく私が所管大臣として臨む場合においては、土橋君等の労働問題に対するエキスパートの十分な御意見も承りまして、善処いたしたいと思つておられます。

○土橋委員 了解いたしました。

○木村(榮)委員 この前聞き漏らした点を、二、三だけお尋ねしたいと思つておられます。この第五條に「國家行政組織法第七條第二項の規定にかかわらず」となつておる点ですが、その第七條では、官房、局、課を置く場合は、府と省だけになつておるが、これは廳の場合に同様に置くのだけれども、別途こしらへる、さういふわけなんでしょう。それは何ですか、行政組織法にない場合は、さういふふうに法律に書けば、何でも書かれますか。これは何か特殊の事情があつたんじゃないですか。

○山口國務大臣 これまたありていに申し上げますと、実は最初の原案は、賠償法のように、國務大臣が担当大臣として長官を兼務するさういふ考

え方でありましたが、その後特別調達法に承つてよろしゅうございませうか。

○木村(榮)委員 たいへん苦しい答弁ですが、これは國家行政組織法から行けば、完全に違法だと思つておられます。さういふことになつたという点の了解を、大臣として認められた発言であつたと思つておられます、この基本法である國家行政組織法から行けば、これは完全に違法であると思つておられます。この場合は、つぎと府、省には官房、局、課とさうなつておられます、廳には置くことになつておらないのです。だからほんとうを言いますと、局を置く場合において、國家行政組織法を修正しておかないと違法だと思つておられます。これは答弁を求めても、どうもやむを得なかつたといふことくらいしか言えないと思つておられます、その点率直なところを言

つければ、さういふ御方針でこの労働条件に關する問題を的確に処理をして、さうして安心をしてさういふ仕事のできるようにおやりくださつておられるか、さういふ点について御所信を十分聞いて、終りたいと思つておられます。

○山口國務大臣 私は一体へりくつはきらいの方ですが、やはり御了解ぐら

いは求めなければならぬ、さう思つておられます。實は政府当局としては、最後まで強この行政組織法に基づく部制をもつて進みたかつたのであります。しかしながらやはり政治家とか役人とかいふ部類の人は、實際の給與とか待遇とかいふようなことよりも、やはりめんつとということに非常にかかりをもちまして、今まで局長だつた人が部長になつたといふようなことにすれば、家庭的に見ても体裁の悪いことにも相なります。さういふことでありまして、しからばこの部長クラスの人を持つて来たらいじやないかといふことになると、現在局長をしてる人の首をむりに飛ばさなくちゃならぬ。それでは能率が上らない。そこに國家行政組織法との関連が生れるといふやうなことで、木村君のお説のごとく、多少苦しい点もありましたが、本法に字句を挿入してお認めを願いたい、さういふことに相なつたさういふ次第でありまして、これが真相でございます。

○木村(榮)委員 さういふと、結論的には、高級官僚の圧力に押されて、さすがに吉田氏自内閣も屈服をして、國家行政組織法の條項にも違反はするが、やむなくこれを認めた、かように解釈してさしつかえないわけですね。

○山口國務大臣 高級官吏の圧力に云々といふことは、どうも私としては受取りにくい点でありまして、高級官吏とは、私の方がまだ高級の方でありますから、下級官吏から圧迫されたといふことにも相なるかわかりませぬが、その点はさう強い言葉で追究されず、ひとつ政府の意のあるところ

を御了承願いたいと思つておられます。

○木村(榮)委員 これもこの上やつても、どうも解決しようもないし、大分御困難のようですから、この程度でやめておきます。

次に第六條の三項に顧問といふのがございまして、二人となつておられますが、この顧問といふのは、大体だれになるかわからないのですが、この顧問は大體日本人になるのですか。

○山口國務大臣 もちろん日本人でございまして、この顧問制度は、特別調達法が戦災復興院から分離して、新たな機構にかつたときから、この顧問制があつたのでありまして、これをただ踏襲したにすぎません。

非常に円満に事務を行つた経験のある阿部美術志氏を顧問に推したということ、また三浦技官の特別な技能を受入れるために置いた、こういうことでありまして、特別調達廳としては、將來ともそういう学識経験の深い方に、どうしても顧問となつてもらつてもらうようなことは必要だと思つておられます。

○木村(榮)委員 第三條の第二号に、「連合國の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分」というのでありますが、この処分というのは拂下げのことなんかも含むと思いますが、そういう場合には、他との連絡調整というようなことは、何かの方法でやりになるようなことはお考えになつておられますか。

○岩永政府委員 「需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分」とあるのは、建造物の返還は、たとえは接収不動産を受取つて、損害を興えておられますれば、その損害の額、あるいは利益を附加しておりますれば、その利益の額を算定して、とるべきものはとり渡すべきものは渡して個人に返す。設備もそうでございませう。それから物は、この前も新聞等にありましたように占領軍のために事前に調達を命ぜられた各種の物資が日本経済のために放出するという事になりまして返されますので、そういう物を保管いたしました、ただその中に個人の物がまじつておつたりいたしましたので、そういう物は返還をします、あるいは國有財産として大蔵省の財務局にまわすべきものは、その返還の中に入れて返還をいたします。処分してよろしい物は処分する。この場合その処分につきましては、大蔵省とも十分

相談をいたしましたし、関係各省、安本とか商工省等も集まりまして、最も大きな収入を上げ得るごとく、また処分の買受ける者の優先度につきましては、たとえば官廳用品となるような机等があります場合には、官廳の方に買渡す。もちろん官廳はそれだけの予算は落すわけでありまして、そういうふうにしつかりと計画を立てて処分いたしますにいたしておられます。

○木村(榮)委員 これは関連したことですが、昨年は特別調達廳で——これは特殊法人の場合ですけれども、大体八百億円の支拂いをした、こういうことになつておられますが、今年も終戦処理費の中から、これは大体パーセントでけつておりますが、見直しとしてどのくらいな支拂いをする御予定になつておられますか。

○加藤(八)政府委員 特別調達廳が昨年あたりからその官廳の方でやつておりましたようなものを集約的に全部取扱うことになつておりました。現在は運輸省の輸送関係とか、先ほど申したように通信関係といったような程度のもので、よその省に残つておられるような事情でありまして、大体本年度の予算の千二百五十二億三千万円のうち、八割から八割五分までが特別調達廳の方に置いて主管する予算になろうと思つておられます。

○加藤(八)政府委員 特別調達廳といつたしましては、國費の節約ということを一層強く考へて、あらゆる方面の施策を行つておられるわけですが、この建築というような仕事については、ほとんど全部指名競争入札をやつておられます。その場合に入札の資格者を決定することが前提になるわけでありまして、これはA、B、C、D、の四つのクラスに大体わけられておまして、その業者の資格、信用、従来の工事の履歴というようなものを詳細に業者からとつておまして、それを見て、この業者ならばAクラス、この業者ならばBクラスというふうになり、大体事前にその調査を完了していただいております。

○木村(榮)委員 大体特別調達廳関係のいろいろな請負とかその他の物品納入なんかは、今入札制度でやりになつておられますが、今後もおやりになる方針か。大体どのくらいの契約者が入つておられるか。契約者には何か特殊な資格審査とか保証とかいつたものがございますか。簡單でけつておられますか。

○加藤(八)政府委員 特別調達廳といつたしましては、國費の節約ということを一層強く考へて、あらゆる方面の施策を行つておられるわけですが、この建築というような仕事については、ほとんど全部指名競争入札をやつておられます。その場合に入札の資格者を決定することが前提になるわけでありまして、これはA、B、C、D、の四つのクラスに大体わけられておまして、その業者の資格、信用、従来の工事の履歴というようなものを詳細に業者からとつておまして、それを見て、この業者ならばAクラス、この業者ならばBクラスというふうになり、大体事前にその調査を完了していただいております。

○木村(榮)委員 特別調達廳の方たちの中には、相当海外の引揚者で、戦争の間は、海外の軍の出先機關その他いろいろな行政面なんかで、相当な地位にいた方が、相当お入りになつておられることですが、同時にまたいろいろな経理關係の將校であつた人というふうな方々も相当お入りになつておられますが、やはりそういうことを承つておられますか。

○岩永政府委員 台湾やら朝鮮やら満州やらからの引揚者であつて、りつぱと思われの方々は十分採用いたしてお

○加藤(八)政府委員 特別調達廳といつたしましては、國費の節約ということを一層強く考へて、あらゆる方面の施策を行つておられるわけですが、この建築というような仕事については、ほとんど全部指名競争入札をやつておられます。その場合に入札の資格者を決定することが前提になるわけでありまして、これはA、B、C、D、の四つのクラスに大体わけられておまして、その業者の資格、信用、従来の工事の履歴というようなものを詳細に業者からとつておまして、それを見て、この業者ならばAクラス、この業者ならばBクラスというふうになり、大体事前にその調査を完了していただいております。

に能力に照してわけてやるといつたような組織にいたしておられます。ただ一番困るのは、いろいろな維持管理のよきな仕事であります。これはたとえはこのビルディングを一箇月維持管理せよというふうな命令が出るわけでありまして、その場合にガラス窓がこわれたから直す、あるいはじゆうたが破れたから直すというふうになり、毎日の偶然的作業でありますから、これは向うの作業命令が来ませんと仕事の内容がきまりません。従つて工事のよりに設計があり、仕録書があつて、この通りつくるのだという予定が立ちま

○木村(榮)委員 今では特殊法人であつたわけですが、今度は総理府の外局として出発いたします特殊な官廳であることは、よく了解がつくのであります。過去においてこの調達廳は昨年非常に大きな不正事件なんか起つておりました。しかも國民の出した血税の中で非常に大きな部分をこの調達廳が取扱います関係上、相当私たちとしても、調達廳の内容調査、また相当責任の地位にある課長とか部長とかいう人の履歴というようなことを知つていなければならぬと思つておられます。これは経済調査廳でも私はお願ひして、出してもらうように約束しておられますから、全部とはいませんが、相当責任ある地位にいる役人の方々の履歴表を出してもらいたい。これは非常におかしなことを言うようだけれども、あのたくさん不正が特別調達廳に出た以上は、少くともこの新しく発足いたします場合には、このくらいのことをやつてもらわれないと困る。しかもさつきの間答で明らかになつたように、相当いろいろな圧力があつて、國家行政組織法を無視してまで調達廳の中に局を置いて局長を置かなければならなかつたというふうなことは、これはきわめて重大なことなんです。そのような圧力を加える権限を持つた者が將來特別調達廳を運営することになると——しかも膨大な八〇%、八五%、今年の予算を見る

と、一千億ぐらいの金を支配する、一日平均約三億四千万の金を出す。少くとも金を扱う面においては日本の官廳の中で一番です。しかもこれがたく

さんの工事、いろ／＼な物品の納入と
いつたふうな仕事を専門的にやる関係
上、きわめてこれは重大な問題である
から、特にそつじつたことを調査し
て、私たちが国会議員としての任務を
果たすために、こういつた資料をこの際
要求いたしますから、出していただき
たいと思います。

○山口國務大臣 ただいまの御要求に
なるだけ沿うようにしたいと思いま
すが、御承知の通り課だけでも七十
幾つございまして、会期も切迫してお
る今日、相當急がなければならぬこと
でもありましようが、この問題はなる
だけ奮勵して御趣旨に沿うようにはい
たします。この問題とは別個に調達
廳法の御審議の方はよろしく願ひた
します。

○木村(榮)委員 國務大臣の言われる
通りで、何も今この問題に關連してと
いうのではない。さつき申し上げまし
たように、重大なものだから、將來の
問題として資料を要求しておきますか
ら、ゆつくりでいいです。会期が終つ
てからでもいいんです。臨時國會
に間に合つようによい。しかし詳
細なものをお出し願ひたい。このこと
を要求しておきます。

○山口國務大臣 承知いたしました。
○岡田(春)委員 簡単に伺ひいま
す。まず定員法の關係から伺ひいま
す。政府側の提出の資料を見ますと、
調達廳の場合には現業を四割見込んで
おるのでありますが、今度の定員法の
根本方針としては、現業が三割、非現
業が三割という大体的方式だったので
ありますが、ことさらに四割というよ
うに率をきめられました理由をお伺ひ
いたしたい。

○山口國務大臣 土橋君の御質疑のと
きにもちよつとその理由を申し上げた
次第であります。特別調達廳の持つ
性格及び仕事の面におきまして、こ
れは月日の経過とともに漸次減すべ
き性質を持つものではないかと思つて
おるような次第であります。また、四
割と申し上げましても、實際の整理す
るところの人員は二割何がしになつ
ておるような次第であります。相当欠
員もある次第であります。また先ほど
申し上げました人員の問題も、相當國
家財政の見地からわれ／＼としては眞
剣に考慮しなければならぬ、こうい
うことをあわせ考えまして、四割の整理
を断行することにしたような次第
でありまして、この点に關しまして
は、現在の調達廳當局とも十分折衝い
たしまして、これならばやつて行ける
というような回答を得ましたので、政
府としては四割の整理を發表したよう
な次第であります。

○岡田(春)委員 大体これは大まかで
けつこうですが、この四割の整理の減
員は、本廳と地方の出先官廳がある
と思ひますが、地方の出先官廳の場合
と本廳の場合に一律に減員四割を行わ
れるかどうか、この点を伺ひたい。

○岩永政府委員 先ほども御説明申し
上げましたように、本年一月から地方
の軍受領官のおります基地におきま
した出張所が、向うの命令で閉鎖せよと
いうことになつておりますので、出張
所だけは六割程度は減少するほかはな
い状態になつておりますが、そのほか
は特にどうとうとうとうとは考へてお
りません。

○岡田(春)委員 七月から出先官廳の
出張所を減員するといふ三月十六日の
ダイレクティブによつて、これはまあ
向うから出たらしいですが、この出張
所の廃止によります減員の数は大体何
名ぐらいですか。

○岩永政府委員 出張所の現在員は二
千八百余名でございます。それでこの
三月十六日の指令は二千八百数名を五
月一日以後出張所を閉鎖すると同時に
それだけの人間を減少せよという趣旨
になつております。それで私どもは一
應出張所を制度として看板を下げて廢
止いたしますと同時に、一應人間の方
は定員で減らせるだけ減らして、人員
の整理は國家の行政整理と歩調を一
にしまして、九月末日までに整理いたし
たいという希望をもつて、まつたぐ
何度も／＼、実はその指令が出ます前
から、どうせ國は行政整理をやるのだ
から、そのときに整理をするから指令
は出さないでくれというを事前に
も頼みましたし、事後においてもその
趣旨で頼みましたけれども、なか／＼
聞き受けてくれませんでした。現在のと
ころどうしても五月一日現在において定
員でなく、實際の人間を退職せしめな
ければ、ダイレクティブ違反である
ということになつております。相当その
うち本廳、支局の欠員のある限りは一
定欠員で埋めておいて、欠員で埋め得
られないものは必ず五月一日現在で整
理をせよ、こういう内容になつており
まして、その欠員があるのとならないの
で、出張所の減員に對しまして、半分
足らずは欠員で埋めかねますので、そ
れは五月一日現在の整理の予定にいた
しております。

○岡田(春)委員 ただいまのお話です
と半分足らずが結局出先官廳、出張所
だといふふうにかかるとあります。

○岩永政府委員 私どもの考へとい
たしましては、元來このたびの行政整理
は、私どもが最初承りましたところで
は、從來の行政整理が事務の整理をい
たさずして、機構にも手をつけずし
て、單にその人数だけを何割整理する
といふことだけしかやらなかつたがた
めに機構が残つており、事務が残つて
おるために、いつのまにか充員をして
また膨大になつておる。従つて今度の
行政整理はまず最初から理論的には事
務を主として、それは行政事務になり
ますが、事務そのものをなくして行
く。それに伴つていれものそのものを
なくして行く。そしてそれにまた伴
つて人も減らす、こういう順序で行か
なければならぬといふことで、この
行政整理が始まつたように突は開いて
おるのであります。ところが實際どの
程度事務が整理されたかどうかはつま
びらかにいたしておりませんが、少く
とも機構と人の整理といふことは実行
されつつあるわけでありまして、従いま
して私どもとしては向うの指令により
まして、出張所の事務は整理をいたし
ましたけれども、行政整理の本來の出
発からされたその善良な意図から言え
ば、まさに意図に沿つておるものであ
ると考へまして、政府においてはそ
ういふふうに行政整理を取扱つて参りた
が、これに關連いたしまして、ただ
いまの御答弁では明確ではないのであり
ますが、首を切られない残つた人はそ
のまま予算定員で残つて行くのではし
ょうか。首を切られた人の場合には、こ
れは定員法の適用を受けて首を切られ
るのかどうか、今度の定員法の適用を
されるのであるか、この点を伺ひたい

○岩永政府委員 私どもは別の面から
お伺ひいたします。四千六百二十六人
といふこの首切りの中には千四百人の
数字が入つておりますか、入つてお
りませんか。

○岩永政府委員 入つております。
○岡田(春)委員 それではこれは当然
定員法の適用を受けるものと解釈して
よろしいですね。

○岩永政府委員 実は計画で四割切ら
れまして、その整理された四割とい
うのは、ただいまも人員の点についてお
話になりましたように、四割くらいで
やつて行けるであらうという政府の計
画であるような御説明を承つたわけで
あります。それで四割減少したこまか
い計算の基礎といふことになると、行
政管理廳でも実は説明をいたしておら
ないのではありませんが、私どもとい
ましては、一月から府縣廳から事務を
移管いたしましたので、相当増員がござ
いまして、行政整理の關係で増員を不
トツプせざるを得なかつたといふ事柄
から欠員がある程度あつたといふこと
と、向うの命令によりまして出張所を

○岡田(春)委員 今の御答弁では半分
足らずの首切りに、約千四百人です
か、現場の千四百人の首切りに定員法
が適用されるといふお話でございま
すが、その点はつきり承つておきたい。
○岩永政府委員 定員法の適用を受け
ると申しますか、定員法は十月一日か
らはもちろん受けませんが、その前にお
きましては一應予算の認められたる範
圍において、定員外として置かれるわ
けでありますので、今度の行政整理に
よる退職手当の適用については、そ
ういふふうにはいたしたいと思ひます。

○岡田(春)委員 それでは別の面から
お伺ひいたします。四千六百二十六人
といふこの首切りの中には千四百人の
数字が入つておりますか、入つてお
りませんか。

○岩永政府委員 入つております。
○岡田(春)委員 それではこれは当然
定員法の適用を受けるものと解釈して
よろしいですね。

際止ざるを得ないという二つの問題をあわせ考えまして、政府が四割程度御要求なさるならば、従わざるを得ないであろうと考えるのであります。

○岡田(春)委員 この千四百名が定員法の適用を受けるという点は、はつきり御答弁があつたと思ひます。ところが定員法は六月以降の首切りの問題についてやることになつておりますが、六月以前の首切りの分まで割込んでやらせようということが法律的にでき得るかどうか、この点をよくお考え願ひたいと思ひます。

○岩永政府委員 行政管理局から聞きましたところでは、退職手当の問題は政令に譲られまして、その政令の適用としては、四月分からの適用を考慮中であるといはれておりますので、その点から言ひまして、今度の行政整理の退職に入れ得るものと考えておる次第であります。もちろんその点は行政管理局からの御答弁によつて明確にするほかはないと思ひます。

○岡田(春)委員 今の御答弁で確認をいたしましたが、退職手当については定員法の首切りと同様な措置をとるといふことであつたと思ひます。この点ははつきりと確認しておきたいと思ひますが、今そういう御答弁でありましたから、そういうふうな解釈いたします。

第二の点は、定員法によるこの行政整理は、六月以降人員を整理するという法律であります。六月以前のものはこゝへ入れられるとお考えになつておられるようですが、はたしてその御解釈になつておられるかどうか、これは退職金の問題ではなく人員の問題ですが、この二点をお伺いしておきます。

○岩永政府委員 退職手当の問題は今度の政令のつくり方でございまして、それは行政管理局の本多國務大臣の御所管でございまして、本多國務大臣から御答弁いたす方が適當と考へます。第二の退職手当は……

○岡田(春)委員 退職手当ではない。首切つた千四百人は定員法の首切り関係によつて雇用関係を断たれるのかどうかというところをお伺ひしたい。

○岩永政府委員 選いが生じますのは退職手当の問題かと存するのであります。……

○岡田(春)委員 問題は身分の問題です。身分はどうなるのですか。これにはいろいろ問題があるのです。身分の問題があるし、それ以前の問題と見れば、國家公務員法で訴願をすることもできるのです。

○岩永政府委員 身分の問題は、定員法に基きまして九月三十日まで定員外として置かれ、十月一日以降退職をしなければならぬと言われる者が六月一日以後の者だけであれば、身分的に定員法の適用は受けない、こういう考え方になるのではないかとと思ひます。

○岡田(春)委員 もう少し明確に御答弁願ひたいと思ひます。山口國務大臣の政治的御答弁でもつけようですか、ひとつ御答弁を願ひます。

○山口國務大臣 この点に關しましては、定員法の当該大臣である本多君の方から詳細にお答えするようにいたしたいと思ひます。

○土橋委員 關連して……問題の中心は今大臣のお話になつた点にあるのではないのであります。結局三月十六日に全國で千四百名の者を首切つ

た。この問題については、岡田君の御質問では、この定員法の規定によつてやつたものと同じように、もし首を切る予定のものだつたら、定員外の予定として九月三十日までこれを保存する方法で身分を確保するかどうかという点が第一点であります。それから手当の問題はどういう方法を講じられるかというのが第二点であります。そこで大臣よりのお答弁は、本多國務大臣は一般的のものをやつておられますが、本多國務大臣から御答弁を求めらる。これはまた調達廳の將來の責任者である山口さんから御答弁を願ひ、こ

ういふことになつておられます。あなたの御方針は、六月一日以降の者と同じように取扱うのだという方針を堅持されるのか、それとも三月十六日の問題は別だとされるのか、というように問題をはげわないと、今の政府の御答弁だと不十分であります。政治的には明確でありますから、この点はもう一点關連してお尋ねしておきます。

○山口國務大臣 先ほどお答え申し上げた通り、私は六月一日から所管大臣になる予定者でありますから、六月一日以降のことに関する限り私は責任をとりたいと思ひますが、その以前に關して遡及して私がこの問題について論及するのはどうかと思ひます。その点はおもひ私がおこつて六月一日以前の問題に關して、誤つて職員諸君の不利になるようなことでもお答えしたら、かえつて御迷惑だらうと思ひますから、なるべく有利に解釈するように本多君とも御相談をいたしたいと思ひます。

○岡田(春)委員 山口國務大臣はきわめて有利にお話しになりましたので、きょう出て來られるのも六月一日以降からむしることに御出席になつた方がよいと思ひますが、それはともかくとして、その点もう一度念を押しておきたいと思ひます。さつきの政府委員の御答弁では、退職手当に關する限りは政令できめるといふようなお話でございまして、それと關連いたしまして、千四百名の現地の出張所におる職員は、定員法の適用を受けるという結論をお話になりませんか——先ほどあなたの御答弁で四千六百二十六人中に千四百人が入つておるといふことをお話になつたゆゑに、受けるということをお答弁にならなければいけないと思ひます。そして定員法の適用を受けるという点になれば、當然退職手当金は、定員法によるこの政令によつて適用を受けるということが自明の理でありますから、この二点だけをもう一度確認しておきたいと思ひます。

○山口國務大臣 その点が非常に答弁のむずかしい点でありまして、定員法の制定以前のものゝ定員法の規定の中に含まれるというようなことを言ひ得るかどうかという問題じやないかと申すのであります。だからその点は先ほど私が申した通り、なるべく有利に解釈するように一應御相談はいたしますが、やはり法律の建前からすると、政府委員の先ほどの答弁もまた至當であると思ひます。解釈される次第である、こう思うので

府におまかせになつたらいかでございますか。

○岡田(春)委員 大臣が主観的な意図で法律を適當にかゝるといふようなことを委員長はお話になられますけれども、そういうわけには行かぬと思ひます。この点はきわめて重大な問題であります。私たちは今の御答弁を通じまして、國務大臣の御答弁と政府委員の答弁とは、はつきり食い違つておるといふことを明らかにしなければなりません。政府委員は、定員法の適用を受けるという具体的な実証において肯定をされた。山口國務大臣はそれを否定するがごとき、否定せざるがごとき、まるでラジオ放送の討論会みたような御答弁をされました。その点をもう一点だけ明らかにしていただきたい。これが定員法の適用を受けるならば受けるということ、明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○山口國務大臣 私のたゞいま答を得る範圍は、定員法の規定を受けたいと思ひます。

○岡田(春)委員 それではまず……運

○山口國務大臣 だからそういう解釈にならざるを得ませんから、その点については、なお本多國務大臣が当該大臣でもありますから、十分相談の上お答えをいたしたい、こう思うのです。

○岡田(春)委員 それではこの問題は委員長からの御勧告もありませんから、定員法の問題と關連して、あとでもう少し追究をして参りたいと思ひます。しかし少くとも政府がお出しになつた資料の中には、千四百人が入つておることを政府委員は御答弁になつてお

る。……

……

……

おらないということをお話になり
ました。これは完全に食い違いであ
る。この点はあとで伺いたいと思いま
す。

もう一つ簡単に尋ねたいです。
私はつきりと記憶はありませんが、
法律第七十一号で、工事等の場合、
これはたしか一昨年の十一月であつた
かと思いますが、工事の検定をやるこ
とになつておるのでありますが、この
点は調査廳のどの所管局でおやりにな
るのですか。

○岩永政府委員 促進監督局でいたし
ます。

○岡田(春)委員 これに關しまして
は、非常に長くなると思ひますので省
略したいと思ひますが、この機会に特
に大臣に資料の提出をお願いしておき
たいと思ひます。最近工事の契約をし
まして、そのあとの検定等に関する実
施の調査、これはぜひとも資料をいた
だきたいのであります。別段これはこ
の調査の設置法とは関連をさせない
で、私は資料の提出をしていただきた
いと思ひます。できるだけ今国会中
に、契約の件数、それに対する金額、
それからその査定の額等について、
ひとつ調査の資料を請求したいと思
ひます。

○山口國務大臣 先ほど木村委員にも
お答えをいたしましたと同様の意味に
おいて、すみやかな機会に御趣旨に沿
うようにおしはかりたいと思ひます。
○岡田(春)委員 これではよろし
うございませぬ。

○柳澤委員 第三條の第二項に「特別
調査廳は、別に法律の定めるところに
より」とありますが、この別に法律の
定めるところによりというのは、この

前後の關係が非常に不明ですが、どう
いうことを意味するのですか。

○山口國務大臣 その点は閣議でも問
題になりまして、建設省設置法を適用
する部面が相違ありまして、一應問題
になつたのであります。別に法律の
定めるところによりという字句が挿入
されておるから、實際上これが運営に
あつては別に法律を定めたらよいか
ら、これを残しておいてもさしつかえ
ないではないか。こういう意味で挿入
されている字句なんです。

○柳澤委員 たいまのお話でありま
すと、別に法律をもつて定めればとお
つしやいしますが、もし定めずこのま
まにしておきますれば、今大臣が持つ
しやられましたように、政府の需要す
る建造物及び設備の管轄は大建設省
が所管している、公團のもの及び家具
類の調査については、これは各省が
おむね所管をしておるといふことにな
ると、他の各省設置法に当然抵触する
ことになるのであります。ただいま
申されましたように、別に法律で定め
れば、その抵触もなくなるのじやない
かとおつしやられるのならば、これは
どういふふうな内容のものをお定め
なられて、抵触しないようにされるの
でありませぬか。

○山口國務大臣 実は旧特別調査廳法
と申しますか、その中に盛りられてお
つた言葉でありまして、私が聞くがごと
く、進駐軍の方から、將來日本政
府のいろいろの建造物であるとかある
いは家具類であるとかいふことに関し
ては、相当特別調査廳が今日まで実績を
持つておるから、日本政府の要する
ところのさうな物品等は、特別調査廳
の機構のもとにおいて取扱うような考

え方を残したらよいではないかとい
うようなお話があつて、この條項が挿入
されたら聞いておられます。しかしした
いまの御質問の通り、別に法律の定め
るところによつてということがあ
れば、その條項の全部をまた將來必要に
應じて別に法律によつて定めたらよい
のであります。御指摘のごとく、現
在の状況においては盲腸的存在であ
うとも考えられる節があります。もし
國會においてこれが削除を適當なりと
お認めの場合においては、政府におい
てもこの條項を削除されることに異論
はございませぬ。

○坂本(泰)委員 私の言わんとすると
ころは、前の三氏が言われましたから
一点だけ、それは第三條の第一項の関
係で修正案に対する關係です。この修
正案は建設委員長の方からの申入れも
あつて修正案が出されておられますが、
この修正案は最初政府原案
を見ますと、第一條の目的の点からし
て、第三條は進駐軍の工事以外に
國內の調査業務をやるというふうな
なつておりましたから、これは國內の
調査業務の一元化というふうにも考え
ておつたのですが、政府の最初の原案
に対する一條と三條の關係の点をお聞
きたいと思ひます。

○山口國務大臣 御質問の先の方をち
よつと聞き漏らしましたが、ただいま
御答弁申し上げました通りに、またた
だいまのお説のように、國內の調査業
務を調査廳が將來機構を温存いたしま
して、そうして終戦以來それ／＼の
キスパートが相當廳内に集められたの
です。この機能を活用して一つの
國內の調査業務にも當るといふよう
な考え方が、お説のごとく盛られてお

次第でありまして、この業務を開始す
る場合においては、特別に法律の定め
るところにより、こういうことを残し
たいというのが本法に本條項が挿入さ
れておる理由であります。しかしまた
ひるがえつて考えますれば、さうい
うことが本質的に要求される場合に
おいては、何もこの一條項のみによつて業
務を担当するということではなくし
て、政府なり國會の決議によつて新
なる單行法のもとにおいても行い得
るのであります。現在このままの状
況ではむしろ先ほど申し上げました通
り盲腸的存在にすぎませぬし、この点
につきましてはこれを削除したいとい
ふか、あるいはこのまま残すべきかとい
うことは、國會の御意思によつて決定
されることに政府としては異議はござ
いませぬ。

○坂本(泰)委員 そこで調査廳の職員
の連中の意見を聞きますと、さした
り國內調査業務はないにしても、さうい
う業務がわれ／＼の中にあるというこ
とが、職員の中にあるということが
あれば、非常に希望を持つて仕事があ
る。それがなくなると単なる進駐軍
業務の機關にすぎないといふことにな
るから、最初の政府原案支持が非常に
強いのですが、政府としてはどうい
う御見解をお持ちでしょうか。

○山口國務大臣 政府としては原案を
出したのでありますから、あくまでも
原案を支持する次第であります。し
かし委員会なり、國會の御意思によ
つてこれを削除することに相なります
ば、これには異論はございませぬ。こ
ういふ次第なのでございまして、でき
得べくんば原案の通り御承認をお願い
したいと思ひます。

○坂本(泰)委員 單なる進駐軍の調査
業務だけならば、從來通りの方法でも
いいのではないかと。従つてもし官制を
つくつて官廳となる以上は、やはり國
内調査事務も入れておいてやつた方が
いいのではないかと意見を申し上げ
まして、私の質問は打ち切ります。

○岩永政府委員 先ほどの岡田委員の
御質問に対する答弁に訂正をいたした
と思ひます。
○岡田(春)委員 訂正の場所にもより
ますけれども、重大なる場所に関し
てやはり質疑を続行しなければなら
ない場合が出て参りますが、それでもよ
ろしければ委員長は答弁を御許し願
いたい。そうでなければ私は定員法のと
きに特別調査廳の問題について質疑
したいというふうに留保いたしましたの
でありますから、そのときにお許しに
なるか、どちらでも委員長の適宜の方
にお願ひいたします。
○小川原委員長代理 政府の方は定員
法に譲るということでありませぬ。
それでは他に御質疑はありません
か。——他に御質疑がなければ、本案
に対する質疑はこれにて終了いたしま
した。
これより討論に入ります。池田正之
輔君。

○池田(正)委員 私は民主自由党を代
表いたしました。修正の動議を提出
いたします。この修正案の内容について
は皆さんのお手元に差上げてあります
が、ここで特に申し上げておきたいこ
とは、その修正案の第十六條と書いて
あります。前に、「第三條第二項を
削り、同條第三項中第一項を「前項」
に改め、同項を第三項に改める。」を

入れていただきたい。つまり今論議になつた第三條の第二項を削るといふ問題であります。これは建設委員会の方から当委員会に向つて削除すべきものであるという意見を申し込んで来ております。この建設委員会の意見を尊重し、なおかつわれわれとしましても十分検討してみますと、これはまさに先ほど山口國務大臣が冒論的存在という言葉をもちて評されたごとく、立法的にもまことにまずい條項なので、將來を予想してこゝういふ條項を掲げておくといふことは、立法技術の面から言つても、あるいはその方法論から言つても、非常にまずいので、当然削除すべきものと考えますので、特にこの項目を加えて、修正の動議を提出いたします。

【参照】

特別調達廳設置法案に対する修正案
特別調達廳設置法案の一部を次のように修正する。

第三條第一項但書中「現に」を削り、同項第二号に次の但書を加える。但し他の行政機關の所掌に属するものを除く。

第三條第二項を削り、同條第三項中第一項を「前項」に改め、同項を第二項に改める。(説明参照)
第十六條第一項中「總務部」を「経理部」に改める。

○小川原委員長代理 次は坂本泰良君。

○坂本(泰)委員 社会党を代表しまして、本案並びに修正案に対して反対するものであります。修正案に対しては先ほど討論いたしました通り、やはり

職員に希望を持たしてやるという見地からしまして、原案を支持いたしません。なお原案につきましては定員法の関係からいたしまして、社会党としては反対をするものであります。

○小川原委員長代理 有田喜一君。

○有田(喜)委員 私は民主党を代表いたしまして、本修正案並びにそれを除く原案に対して賛成をいたします。但し今日の特別調達廳の仕事は相当やりにくい点もありませんし、遺憾の点が多々あるように見受けられます。ことに今回四〇〇という特別な多量の減員をなされる結果、この調達廳の仕事は相当運び方がむずかしくなるような懸念がなきにしもあらずであります。政府は特別調達廳の業務の重大性にかんがみまして、熱心にしかもその仕事の円滑なる遂行を切望いたしますと、今回の整理人員に対しましては、特別な退職手当、並びに失業対策について遺憾なきを期せられんことを強く切望いたす次第であります。

○小川原委員長代理 木村榮君。

○木村(榮)委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本法律案に反対の意見を申し述べます。大體基本的な点は各省設置法案のときに申し述べたと同様でございますが、特に申し上げたい点は、この特別調達廳によれば、さつき質問申し上げました第五條の問題などは、完全に法律上に違反をしておる。しかも四〇〇という大量な首切りを断行しながら、局長、次長といったふうな高級な官僚は増員しておる。この特殊な官廳には課というものが大にあって、承るところによれば何でも五、六人で一課をなしておるような

ところもあるそうです。従つてさういふふうな関係で、非常に機構の運営がうまくやれない。それがまた特に民間のいろ／＼な資本関係と結びついて、この特殊な経営のもとにおいて、多くの不正を生み出すような危険性が多分にある。これは所掌事務の関係や、あるいは内部組織の問題を検討したならばよくわかつて来ますが、ほかの方の外局などを見ますと、いい悪いは別個の問題として、いろ／＼な協議会とか、審議会といふものを設けて、外部からも内部の事情が相当わかるような仕組みにされておる点もあるのです。この調達廳はなかく伏魔的な存在であつて、内部のいろ／＼な状況は外部からわからぬといつた性格をきわめて多く持つておるのであつて、あの歴大な総裁処理費を使つていろ／＼な調達上のことをやる機構としては、きわめて不完全であつて、このようなものでは、大きな不正を防ぐことの本方角なども立たないと思つて、さういつた角度からこの設置法案に反対であります。今度はなかくのわがりのい山口國務大臣が長官になられるのでありますから、何とかひとつこの機構を再組織して、もう少し明朗な不正の起らないような組織に改めてもらいたいといふことを要求して、反対の討論といたす次第でございます。

○小川原委員長代理 鈴木幹雄君。

○鈴木(幹)委員 私は民主党を代表いたしまして、特別調達廳設置法に対する修正案並びに本案に対して賛成を申し上げます。

○小川原委員長代理 小林信一君。

○小林(信)委員 新政治協議会を代表いたしまして、反対をいたします。理由

由は省略いたします。

○小川原委員長代理 岡田春夫君。

○岡田(春)委員 労働者農民党も同様反対であります。その理由につきましては、先ほど反対の諸君からお話のありましたように、人員整理に便乗して、それに間に合うようなかつこうだけの機構をつくつて行こうといふうな形が露骨に現れておる。しかもこの問題については先ほど木村君のお話にありましたように、不正の中心になつておる疑念が非常に強いにもかかわらず、この設置法案について見ます範囲においては、この不正を最小限度、あるいは根絶するための具体的な措置が行われておらないのであります。

第二の点につきましては、先ほど私の質問によつても遂に最後までわれわれを納得せしむるような御答弁は得られなかつたわけでありまして、定員法との関連におきまして、何ら大臣並びに政府委員の具体的な御答弁がなかつた点においても、しかもこの行政整理の方針につきましても、この法案に関する限りにおいては、十分われわれは納得することができません。以上の点において反対をいたします。

○小川原委員長代理 討論はこれにて終局いたしました。

これより採決に入ります。まず修正案について採決いたします。本修正案に賛成の方の御起立を願います。
〔賛成者起立〕

○小川原委員長代理 起立多数。

次に修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願います。
〔賛成者起立〕

○小川原委員長代理 起立多数。よつて本案は修正議決いたしました。

○小川原委員長代理 次に賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありませんか。他に御質疑がなければ本案に対する質疑は終了いたしました。

○小川原委員長代理 次に運輸省設置法案を議題といたします。

本案に対する質疑は終了してあります。それから、これより討論に入ります。その前に議員米窪君より発言を求められておりますので、これを許します。米窪君。

○米窪(滿)君 私は本委員会の委員でございますが、お許しを得て委員外の発言をしたいと思います。

その発言は、社会党から提出しましたところの運輸省設置法案、並びに海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案に関する修正の意見について、御説明申し上げます。本委員会全員の各位の御賛同を得たいと思つてでございます。

順序の関係上、まず海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案から御説明申し上げます。社会党の修正意見は、第一條の第二項のこの政府改正原案によりまして、「第二條第一項中「海難の調査、」の下に「海難の審判、」を加える。」「の下に以下を削るのでございます。それから第十一條の二、「海上保安廳長官の所轄の下に、海難審判所を置く。海難審判所については、」云々とありますが、この第十一條の二全部を削除します。従つて順序として第十一條の三は第十一條の二になるわけでありまして、

由は省略いたします。

○小川原委員長代理 起立多数。よつて本案は修正議決いたしました。

○小川原委員長代理 次に賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありませんか。他に御質疑がなければ本案に対する質疑は終了いたしました。

○小川原委員長代理 次に運輸省設置法案を議題といたします。

本案に対する質疑は終了してあります。それから、これより討論に入ります。その前に議員米窪君より発言を求められておりますので、これを許します。米窪君。

その発言は、社会党から提出しましたところの運輸省設置法案、並びに海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案に関する修正の意見について、御説明申し上げます。本委員会全員の各位の御賛同を得たいと思つてでございます。

順序の関係上、まず海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案から御説明申し上げます。社会党の修正意見は、第一條の第二項のこの政府改正原案によりまして、「第二條第一項中「海難の調査、」の下に「海難の審判、」を加える。」「の下に以下を削るのでございます。それから第十一條の二、「海上保安廳長官の所轄の下に、海難審判所を置く。海難審判所については、」云々とありますが、この第十一條の二全部を削除します。従つて順序として第十一條の三は第十一條の二になるわけでありまして、

適合するように自家用自動車の
使用を調整すること。

第四條第一項第五十二号中「必要
な措置をとり、並びに海難の審判を
行うこと。」を「必要な措置をとるこ
と。」に改める。

同項第五十三号を第五十四号と
し、第五十二号の次に次の一号を加
える。

五十三 海難の審判を行うこと。
第八條第三項を次のように改め
る。

運輸審議会に会長を置き、委員
の互選により選任する。
第十四條を次のように改める。

（乗業の禁止）

第十四條 委員は、運輸審議会の承
認及び運輸大臣の同意のある場合
を除く外、報酬のある他の職務に
従事し、又は商業を営みその他金
錢上の利益を目的とする業務を行
つてはならない。

第二十八條第一項第九号を削り、
以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第
三項中「第一項第一号から第九号ま
で」を「第一項第一号から第八号ま
で」に、「第一項第十号から第十四号
まで」を「第一項第九号から第十三号
まで」に改める。

第四十六條第二項中「所掌事務」を
「港湾及び航路の建設改良及び保存」
に改める。

第五十一條第一項第十五号を削
り、以下順次一号ずつ繰り上げる。
第五十四條第一項中「分掌させる
ため、」の下に「当分の間、」を加え
る。

第五十五條第一項中（昭和二十三
年法律第九十一号）を削る。

第五十六條中「海上保安廳」を「海
上保安廳」に改める。
第三章第二節の次に次の一節を加
える。

第三節 海難審判廳

（海難審判廳）

第五十九條 海難審判廳の組織、所
掌事務及び権限は、海難審判法（昭
和二十二年法律第百三十五号）こ
れに基づく命令を含む。）の定める
ところによる。

第五十九條を第六十條とし、以下
順次一條ずつ繰り下げる。
附則第一項但書中「第五十四條、附
則第十五項及び附則第十六項」を「第
五十四條及び附則第十七項から附則
第十九項まで」に、「九月一日」を「八
月一日」に、「附則第十七項」を「附則
第二十項」に改める。

附則第二項及び附則第十六項を
削り、附則第三項を附則第五項と
し、以下附則第十五項まで順次二項
ずつ繰り下げ、附則第十七項を附則
第二十項とし、以下順次三項ずつ繰
り下げる。附則第一項の次に次の三
項を加える。

（運輸審議会の委員の任命のため
の事前措置）
第九條第一項の規定による運輸
審議会の委員の任命のために必要
な行為は、前項の規定にかかわら
ず、昭和二十四年六月一日前にお
いても行うことができる。

（運輸審議会の最初の委員）
この法律施行の際國会が閉会中
である場合においては、内閣総理
大臣は、第九條第一項の規定にか
かわらず、兩議院の同意を得ない

で運輸審議会の最初の委員を任命
することができる。
4 内閣総理大臣は、前項の規定に
より運輸審議会の委員を任命した
ときは、任命の後最初に召集され
る國会において、当該委員の任命
について、兩議院の承認を求めな
ければならない。兩議院の承認が
得られなかつたときは、内閣総理
大臣は、第十一條の規定にかかわ
らず、当該委員を滞滞なく罷免し
なければならぬ。
附則第十七項の次に次の二項を加
える。

18 やむを得ない必要があるとき
は、運輸大臣は、地方自治法（昭
和二十二年法律第六十七号）第百
五十六條第四項の規定にかかわら
ず、國会の承認を得ないで陸運局
の分室を設置することができる。
19 運輸大臣が、前項の規定により
陸運局の分室を設置したときは、
設置の後最初に召集される國会に
おいて、内閣総理大臣は、当該陸
運局の分室の設置についてその承
認を求めなければならぬ。國会
の承認が得られなかつたときは、
運輸大臣は、当該陸運局の分室を
滞滞なく廃止しなければならぬ。

○小川原委員長代理 坂本君。
○坂本(泰)委員 ただいまの修正案に
対しましては賛成をいたすものであり
ます。その理由はただいま米議員が
ら述べられた通りであります。運輸省
設置法の方はやはり人員整理を前提と
したところの機構の改革でありますか
ら、日本社会党としては遺憾ながらこ

れは絶対反対をいたすものでありま
す。
○小川原委員長代理 有田君一君。
○有田(喜)委員 私はこの修正案並び
に修正を除いた原案に対して、民主党
を代表いたして賛成するものでありま
す。この修正案の箇所につきましては、わ
れわれもこの委員会並びに他の方面にお
いて相当主張したところでありまして、
賛成いたします。但し今回の運輸省の
設置法は相当大なる機構の改革であり
ます。ことに運輸省はパブリック・ユー
ティリティができません関係上、相当
大きな従業員に対する影響がありま
す。それに加えて今回の行政整理によ
り多数の失業者を生ずるのでありま
す。この失業者に対する具体的な失業
対策、ことに退職手当の問題、これは
運輸省の特殊事情からその原資の点に
おいても相当苦しい立場に置かれてお
ると私は推察いたしますのでありますが、
運輸大臣はこの点によく御留意くださ
いまして、従業員をいたすなら不安
をすみやかに解決されまして、安心し
て前途の光明を見出して失業者も生活
ができるように、すみやかなる措置を
とられんことを特に切望します。

なおり一点申し上げたいことは、
今回の機構改革によりまして、わが國
海運行政の特殊事情である総合行政の
面が、多少碎けるおそれがあります。
しかしこれはまったく運用の仕方であ
りまして、大臣並びに次官は海運行政
の特殊性をよく御認識くださいまし
て、その運航、造船、海員並びに港
灣、四位一体性をくずさないように、
そうしてわが國海運の発展に一層努力
されんことを強く要望して、私の討論
を打切る次第であります。

○小川原委員長代理 土橋委員。
○土橋委員 私は日本共産党を代表
いたしまして、ただいま社会党及び民自
党の阿提案によりましてところの修正
案には賛意を表するものであります。し
かしながら、基本的に運輸省設置法案
の中に流れております各條項及びそ
の精神は、定員法と相関連をしまし
て、行政整理を行うという意図が多分
に含まれておるものでありますから、
こういう態度は後ほど反対理由のおも
な根拠になります点からも、終対
われば反対いたすわけでありませ
す。また個々の條文をながめまして、
第六條の運輸審議会の内容を検討して
参りますと、昨日の質問におきまして
も、これは非常な権限を持つておるに
かわらず、この構成につきましては
法的な措置が非常に不十分であるので
あります。また運輸業務全般の構成の
面から見ましても、陸運にいたしまし
ようとも、海運にいたしましようにと
も、あるいはその他の海運に対する審
判事項あるいは労働関係に対する各種
委員会の構成等をながめましても、こ
の法案ではどうも現在の状況を救う
ことができないというような点も考
えておるのであります。特にこの原案に
よりまして、労働基準法の規定すら犯
して労働強化が行われるというよう
なことは、ききうもいろいろ議論があ
りました夜間の連続四時間勤務の問題
であります。こういう点から考えま
して、明らかに労働基準法に違反した
事項を、この設置法案に盛り込むこと
に上つて強行するといふ点がわれわれは承
服できないのであります。
また第二点といたしまして保安度の
低下は著しいのであります。特に減員

を十数万出すのでありますから、たとえ乗務員の削減によるは通行列車等における人員の削減によつて、この保安度の低下は単に従業員諸君の保安度の低下にとどまらず、公衆にもまた至大の影響を興えておるのであります。特に踏切番が縮小することによつて一般人民大衆の生命、身体等の障害も考慮せられ、器物の損害等も考えられるというような、きわめてゆゆしき問題を含んでおるのであります。あるいは職制の關係におきましても、たとえば荷物係その他の係が省略されるといふようなことで出札關係から荷物關係、あらゆるものが非常な制限を受けるのであります。同時にこれによつて鉄道省のお見込みのあらゆる収入面を考えると、現在日通の諸君がまた失業の問題を招来する、こういうような事項で、すでにわれわれの方で調査いたしました關係から見ても、日通關係は五十數億に上る損失をこうむるといふような事象も考えられるのであります。従つてこういう点が貨車貸切りによつて小荷物運送をするというような事態も考えますと、輸送面における滞滯あるいはそういうものの低下というものが考えられるのであります。このサービスの低下というものはきわめて顯著なるものをこの法案は持つておるのであります。同時に加えまして、従業員諸君の労働過重と長時間労働と苛酷労働がさらに強化されて来るという状況があるのであります。また設備その他の關係におきましても、こういうものが通りますと、現在の國鉄の關係から見まして基本的に建設費が非常に少い。同時にルーズな方法によつて行

わされておりますから、トンネルにいたしましても、レールにいたしましても、まくら木等のすべての關係が、この法案を通じより危険な状態になつて来るということが言えるのであります。あるいは一般の關係におきましても、助役を降止するというようなことで、夜間列車の通行等におきましても、非常な障害があるかと思うのであります。こういうようにサービスの低下、保安度の低下ということ是非常な問題を持つておるのであります。法文自体もまたそういう点から考えまして、非常に遺憾な点を持つておるのであります。特に昭和二十四年度の政府の、民主自由党の企業整備の政策と相關連をして、そうして國鉄労働組合の諸君の首切りをこの法案によつてさらに具体化して行くというような事象を考えられるのであります。これはとりもなおさず民主自由党の独占金融資本に奉仕する形において、全人民の犠牲と負担の上にこの予算とこの法律案を相表裏の形において行わんとしておるのであります。かようなことは、われわれ人民を代表しておる日本共産党としては、絶対に忍ぶことのできない悪法中のまた悪法であります。日本共産党はかかる観点から、かような法案を出されること自身について政府の重大なる考慮を促し、かような法案は即時返上いたしまして、もつと練り直した、日本の國有鉄道として十分運営できるようにする。しかも普遍性と全人民大衆が公平に利用するような方法、その内容が十分行政的な措置において盛り込まれる法案をすみやかに次期國會に提出して、今國會はこの法案を練り直していただきたい、こういう考えをもつて絶対に運輸省設置法案に対して反対の意見を表明する次第であります。

○小川原委員長代理 鈴木幹雄君。○鈴木(幹)委員 私は民主黨を代表いたしまして、修正案並びに原案に対して賛成の意見を申し上げる次第であります。この機会に当局に對しまして私は注意を促したい二点を申し上げまして、これの理由並びに賛成の討論にかえたいと思つておる。第一点は、運輸省は今回の設置法によりまして、從來の持つておりました性格を一変するということを要請されておるわけでありまして、日本國有鉄道のコーポレーションとしての発足がそれでありまして、この機会に運輸省の性格が一変せられ、またその所掌しておられますところの業務が隨進的な改善を遂げられんことを切に望む次第であります。運輸省の所掌しておられます業務につきましては、その業務の運行が正確であること、安全であること、能率的であること、またこれのサービスの向上というようなことが切に要求されるのであります。これを今回の設置法に基きますところの機構改革をもとにいたしまして、さらに向上せられんことを望んでやみません。さらにもう一点は、今回の設置法によりまして機構の改革に伴い行政整理が行われることは必然であります。定員法は今審議中でありまして、正確な数字はわかりませんが、これに關しましては輿論のうちにおきましても相反する流れが二つあるように考えられますのであります。大局から見て参りますならば、この機構改革によりましてところの行政整理も、業務に支障なく行われ得るとの当局の言明を私は信頼するものであります。さういふ意味

におきましてこの行政整理が行われることを希望いたしますが、この実施にあたりましては、事の輕重、緩急あるいは時期的に見まして、これを適當な時期に行うというようなことに留意せられますと同時に、犠牲になりますところの行政整理を受ける従業員に對しましての特別会計の建前からいたしまし困難さはありますけれども、これを克服いたされまして、十分なる慰藉と十分なる慰勞がなされるべく、予算的措置におきましても、あるいはまた實際面における措置におきましても、この要求を満たし得るがごとき当局の善処方を希望したいと思つておるものであります。以上二点を申し上げまして、賛成の討論といたす次第でございます。○小川原委員長代理 小林信一君。○小林(信)委員 新政治協議会は修正案に賛成であつて、本案に對しては反対であります。反対の理由は、その機構が單なる行政整理を目的とする点にありまして、この廣大な施設を持つて、しかも複雑な運営の面を持つております本省が、従業員の手によりましてとにかききうまで復興して参つたのであります。しかしまだそれは中途でありまして、無謀な行政整理をいたしますならば、輸送力の低下はもろんのこと、従業員の過重労働というようなことに、まして、利用者に對して非常な危険が伴うのであります。そういうような点からいたしまして、本案に對して反対するものであります。なお最近聞くとこの一部を拂い下げをするというような意向があるようですが、國鉄自体

が非常な赤字が出るのであります。利益があるようなローカル線に對して拂い下げて一部の者に利益させ、その利用者に對して不利益なことをするやうなことが多分に見られるのであります。そういう点、やはりこの機構運営の妙をもつてすればできるのであります。この点は非常にわれわれ遺憾に存じまして、反対するものであります。○岡田(春)委員 労働者農民黨は、社會黨から御提案になりました修正案につきましては、これは修正するのが當然である、かような見解につきまして賛成をいたします。しかしながら法案の中に一貫しておられます性格において、きわめて反動的な性格のものであるという意味において、これは絶対に賛成することはできません。われわれは絶対に反対であります。撤回を要求いたしたいと思つておる。その理由を簡単に申し上げますが、昨日の質疑應答中にもありましたように、十二万人の首切りによつて、今後においてはもつぱら労働強化と労働時間間の延長をもつて、労働者の彈圧と搾取において國鉄の運営を行つて行くやうな点であります。これはききうも加賀山政府委員がはつきり申されました通りに、私の質問に對しまして、夜間勤務四時間連続の休養の問題については、政府委員自身の口において、労働基準法違反であるということを明確に言われておる。この点を申し上げます。もう、これは明らかなのであります。さういふ点から申しまして、労働の強化と時間の延長を強要するものであると考へる。第二の問題は、この首切りによつ

て、この設置法をもつてしては今年の輸送計画である一億四千万トンの輸送という事は絶対に不可能である。この点が非常に質疑の経過を通じて明らかになつて参りました。この点につきましてもいろいろ申し上げれば際限がございせんが、簡単な例をあげて申しますと、たとえばこの機構の中で施設部を一切廃止することになつておりますが、この施設部の廃止によりまして、きわめて老朽いたしてあります鉄道、そういうような施設の点は今後一切改修が不可能になつて参る。たとえば今度の予算を調べてみましても、輸送のためにせひとも必要である車輛の建設費として四十二億円の経費が見積られておりますが、これは電車をたつた十九台つくるだけでありまして、ところが機関車が、今の國鉄の要求としては二百輛必要であるという要求が出ておるのであります。これに対して電車を十九台つくれたらいいで、國鉄一億四千万トンの輸送ができるなんというの、これはお笑ひ話でございます。こういう点ははつきり申し上げておかなければなりませんし、また人的な面におきましても、運轉関係におきましては、大体運轉士を三人に一人の割合で首を切ることになつております。こういう点を見ましても、今後機関車があつても運轉士がなくて輸送ができませんという事実がはつきり現われて来るであろうというところを、私たちは今から予言しておきたいと思ひます。

第三の問題は施設の老朽による國鉄の破壊であります。これは先ほども反対の方からお話があつた通りであります。戦後の國鉄の施設というものは戦争以來のいろいろな修理をいたさなかつたために、随所において極端に施設を要するきわめて危険な状態が現われております。これに対して簡便な例をあげて申しますと、昨年度事故のありました山陽本線は、このままで放置しますならば、きわめて危険な状態に陥りまして、いつ列車が覆覆をしたり事故が起らないとも保証し得ないような状態であることは、鉄道技術者自身の言葉によつてはつきり言われておるのであります。この経費に対しましては三十億の予算が必要であります。ところがこの設置法の内容を調べてみました場合には、この三十億の山陽線の必要経費に対して予算がほとんどないのみか、こういう復旧に關する施設の経費は全額合せて十一億円といふきわめてさんたんたる状態でありまして、こういうふうになつて参りますと、今後においてひとり國鉄の運営自体の問題ではなくて、日本國民の生命を守るべきこの問題については、この設置法あるいはこれに關連するところの法律は、國民の命を守らない、國民の命をきわめて危険に陥れるところの法案である。これに賛成される方は國民の命を奪う責任まで負わなければならないと思つておられます。こういう点を明らかにしておきます。

第四点はこの設置法を通じて、明らかかな点は、特に運輸審議會の問題であります。こういう点で明らかになつて参りました点は、日本の國家体制に対してアランズムを確立するといふことでもあります。第一の点は私鉄の拂下げの問題にいたしまして、これは仄閑するところによると、見もりの關係で今回の國會に私鉄の拂下げ法案を出すのは早いというようなことが傳えられておるにもかかわらず、民自党の諸君がしつて押し切つて私鉄の拂下げを強行されんとしておるといふような点である。これは運輸審議會の中で権限を與えられたのに便乗されて、こゝろの形を行われんとしておるのである。これはほかならない独占金融資本が運輸機構の中で運輸機構を操つて行こうという野望の現われであります。そのほか海上保安廳のみを増員するといふような点につきましても、われわれはきわめてアランズムの危険性を感ぜざるを得ません。その点につきましても、われわれは絶対に賛成することはできないのであります。

○小川原委員長代理 起立総員。次に本修正部分を除いた原案に賛成の御起立を願ひます。
 ○賛成者起立
 ○小川原委員長代理 起立多数。よつて本案は民主自由党及び社会党の共同提案たる修正案のごとく修正議決いたしました。

○小川原委員長代理 次に海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案を議題といたしますが、本案に対する質疑は終了いたしておりますので、これより討論に入ります。池田君。○池田(正)委員 本案に対しては、民主自由党を代表いたしました修正の動議を提出いたします。修正案は先ほども運輸省設置法案の際に申し述べた通り、これはわが党と社会党との共同提案による修正案であります。その内容につきましても、お手元に差し上げた通りでありますから、これはただ單に記録にとどめたいと思ひます。

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案に対する修正案

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第一條に關するものの一부를次のように修正する。

第一條のうち第二條第二項の改正規定に關するものを削る。

第一條のうち第七條ノ二の改正規定中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 海難の調査に關する事項

七 海難審判廳に対する審判の請求及び海難審判廳の裁決の執行に關する事項

第一條のうち「第十二條の次に次の二條を加える。」を「第十一條の次に次の二條を加える。」に修正し、第十一條ノ二を削り、第十一條ノ三を第十一條ノ二とする。

第一條のうち第十四條第二項中「政令でこれを定める。」を「國家公務員法及び職階制に關する法律に基いて職務の分類が定められるまで政令でこれを定める。」に、同條第三項中「海難審判所審判官、海難審判所事務官及び」を削る。

第一條のうち第二十二條の改正規定に關するものを次のように改める。

第二十二條第一項中「運輸大臣」を「海上保安廳長官」に、同條第二項中「第七條第六号」を「第七條ノ二第七号」に改める。

(2) 第二條に關するもの全部を次のように修正する。

第二條 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

「海難審判所」を「海難審判廳」に、「地方海難審判所」を「地方海難審判廳」に、「高等海難審判所」を「高等海難審判廳」に、「海難審判所審判官」を「海難審判廳審判官」に、「海難審判所事務官」を「海難審判廳事務官」に、「海難審判所長」を「海難審判廳の長」に、「高等海難審判所長」を「高等海難審判廳長官」に、「海難審判所書記」を「海難審判廳書記」に、「海上保安廳保安局」を「海上保安廳保安部」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條ノ二 各地方海難審判廳に廳長を、高等海難審判廳に長官を置く。

第十條第一項を次のように改める。

海難審判廳に海難審判廳審判官及び海難審判廳事務官を置く。

第十條中第三項を第四項とし、第三項として次の一項を加える。

海難審判廳審判官は、運輸大臣がこれを任命する。

第二十八條中「管海官廳」の上に「海上保安官」を加え、「警察官吏」を「警察官、警察吏員」に改める。

附則に附則第二項、第三項とし

て次の二項を加える。

2 従前の海難審判所及びその職員は、第二條の規定による、海難審判法の改正規定に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 高等海難審判所においてした事件に関する手続は、これを高等海難審判所においてした事件に関する手続と、地方海難審判所においてした事件に関する手続は、これを当該地方海難審判所の所在地を管轄する地方海難審判所においてした事件に関する手続とみなす。

○小川原委員長代理 坂本君。

○坂本(泰)委員 簡単に意見を申し上げます。修正案に対しては、日本社会党は賛成をいたすものであります。修正案を除く原案に対しては、これは政府から出された資料によりまして、海上保安廳の整理人員は、九十四名でありますけれども、数においてわずかでありますが、やはり九十四名の人員が整理されるこの機構に対しては、社会党としては反対せざるを得ないのであります。

○有田(喜)委員 私は民主党を代表いたしまして、ただいま上程の修正案並びに原案に対して賛成するものであります。

○小川原委員長代理 有田君。

○土橋委員 社会党の提出されておりました修正案には賛成するものであります。海上保安廳そのものの将来に對する性格、現在も行っておられます事項についても多々疑問があるのであります。

○小川原委員長代理 土橋君。

ります。今日の状況において海上保安廳が一躍八千有余名の人員を要するといふようなことによりまして、われわれは非常に危惧するものが多いのでありまして、かようなことはわが國のあらゆる面から見まして、根本的に反対をするものであります。本法案についても日本共産党は根本的に反対の意を表明する次第であります。

○小川原委員長代理 小林委員。

○小林(信)委員 新政治協議会は修正案に対して賛成であります。本案に對しては反対であります。理由は省略いたします。

○小川原委員長代理 岡田君。

○岡田(春)委員 労働者農民党も大體同様の要旨であります。社会党の提案の海難審判所の修正案につきましては、私どもは当然であると考へますので賛成をいたします。しかし保安廳自体の本質、性格、機構につきましては、先ほど運輸省設置法において反対をいたしました通り、その理由によりまして反対をいたします。

○小川原委員長代理 鈴木君。

○鈴木(幹)委員 私は民主党を代表して賛成をいたします。

○小川原委員長代理 討論はこれにて終局いたしました。

これより採決に入ります。まず修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔議員起立〕

○小川原委員長代理 起立総員。

次に修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○小川原委員長代理 起立多数。よつて本案は修正議決いたしました。

なおこの際一言申し上げておきます。

が、本日可決いたしました議案に對する当委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任ください。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川原委員長代理 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後五時三分散会

〔参照〕

國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

労働省設置法案(内閣提出)に関する報告書

運輸省設置法案(内閣提出)に関する報告書

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

特別調査設置法案(内閣提出)に関する報告書

〔報告により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年七月二十日印刷

昭和二十四年七月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局